

茨城県地域公共交通計画（別紙）
[地域公共交通確保維持事業に係る計画]
【令和8年度】

令和7年6月

茨城県地域交通政策推進協議会

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

茨城県地域公共交通計画 P.52～P.54に記載

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果及び評価手法・測定方法

現在運行されている地域間幹線バス路線を維持することにより、沿線市町で生活する住民の通学、通勤、通院、買い物等日常生活に必要な移動手段を確保することができる。

各路線の目標及び効果については、次のとおりである。

番号	事業者名	路線	目標及び効果	評価手法・測定方法
1	茨城交通㈱	大宮営業所～中瓜連～水戸駅	1日当たり輸送量を30.2人(R6 26.6人)とし、年間輸送人員8,970人の増加を図る。平均乗車密度を3.8人(R6 3.7人)、収支率を44.50%以上(R6 39.50%)とし、年間274万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
2	茨城交通㈱	浜田営業所～石塚車庫～御前山車庫	1日当たり輸送量を45.4人(R6 44.6人)とし、年間輸送人員2,458人の増加を図る。平均乗車密度を5.9人(R6 5.8人)、収支率を64.45%以上(R6 63.45%)とし、年間82万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
3	茨城交通㈱	太田営業所～小中車庫～里川入口	1日当たり輸送量を11.9人(R6 9.6人)とし、年間輸送人員6,938人の増加を図る。平均乗車密度を2.2人(R6 2.1人)、収支率を14.85%以上(R6 11.85%)とし、年間146万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
4	茨城交通㈱	水戸駅～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	1日当たり輸送量を60.0人(R6 58.8人)とし、年間輸送人員1,618人の増加を図る。平均乗車密度を5.0人(R6 4.9人)、収支率を71.12%以上(R6 70.12%)とし、年間45万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
5	茨城交通㈱	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅	1日当たり輸送量を81.0人(R6 79.8人)とし、年間輸送人員2,697人の増加を図る。平均乗車密度を6.7人(R6 6.6人)、収支率を81.98%以上(R6 80.98%)とし、年間83万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
6	茨城交通㈱	茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	1日当たり輸送量を54.0人(R6 53.0人)とし、年間輸送人員2,612人の増加を図る。平均乗車密度を5.2人(R6 5.1人)、収支率を65.15%以上(R6 64.15%)とし、年間69万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
7	茨城交通㈱	水戸駅～旭台団地入口～友部駅	1日当たり輸送量を26.0人(R6 25.5人)とし、年間輸送人員1,284人の増加を図る。平均乗車密度を5.1人(R6 5.0人)、収支率を60.24%以上(R6 59.24%)とし、年間31万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
8	茨城交通㈱	赤塚駅南口～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	1日当たり輸送量を22.1人(R6 18.0人)とし、年間輸送人員3,529人の増加を図る。平均乗車密度を2.3人(R6 2.2人)、収支率を43.48%以上(R6 36.48%)とし、年間102万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定

番号	事業者名	路線	目標及び効果	評価手法・測定方法
9	茨城交通株	水戸駅～赤塚駅～イオンモール水戸内原	1日当たり輸送量を68.2人(R6 66.9人)とし、年間輸送人員2,089人の増加を図る。平均乗車密度を5.5人(R6 5.4人)、収支率を76.73%以上(R6 75.73%)とし、年間50万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
10	茨城交通株	水戸駅～石塚車庫～野口車庫	1日当たり輸送量を44.7人(R6 44.1人)とし、年間輸送人員1,312人の増加を図る。平均乗車密度を7.1人(R6 7.0人)、収支率を82.99%以上(R6 81.99%)とし、年間51万円の増加を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
11	茨城交通株	水戸駅～国田局前～下江戸	1日当たり輸送量を17.5人(R6 16.5人)とし、年間輸送人員1,393人の増加を図る。平均乗車密度を3.4人(R6 3.3人)、収支率を47.55%以上(R6 45.55%)とし、年間36万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
12	茨城交通株	茨大前営業所～勝田駅前～勝田営業所	1日当たり輸送量を31.9人(R6 31.9人)とし、年間輸送人員1,104人の増加を図る。平均乗車密度を5.7人(R6 5.6人)、収支率を78.82%以上(R6 77.82%)とし、年間25万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
13	茨城交通株	水戸駅～市毛十字～笠松運動公園前	1日当たり輸送量を39.0人(R6 39.0人)とし、年間輸送人員370人の増加を図る。平均乗車密度を6.6人(R6 6.5人)、収支率を100.65%以上(R6 99.65%)とし、年間13万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
14	茨城交通株	鯉淵営業所～河和田小学校～水戸駅	1日当たり輸送量を40.9人(R6 40.9人)とし、年間輸送人員1,054人の増加を図る。平均乗車密度を6.5人(R6 6.4人)、収支率を88.62%以上(R6 87.62%)とし、年間25万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
15	茨城交通株	鯉淵営業所～若林～水戸駅	1日当たり輸送量を18.7人(R6 18.7人)とし、年間輸送人員479人の増加を図る。平均乗車密度を5.6人(R6 5.5人)、収支率を82.29%以上(R6 81.29%)とし、年間12万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
16	茨城交通株	水戸駅～飯富～石塚車庫	1日当たり輸送量を49.4人(R6 48.6人)とし、年間輸送人員1,284人の増加を図る。平均乗車密度を6.5人(R6 6.4人)、収支率を88.60%以上(R6 87.60%)とし、年間39万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
17	茨城交通株	太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	1日当たり輸送量を6.5人(R6 4.9人)とし、年間輸送人員2,706人の増加を図る。平均乗車密度を1.7人(R6 1.6人)、収支率を13.75%以上(R6 10.75%)とし、年間70万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
18	茨城交通株	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口	1日当たり輸送量を28.8人(R6 26.6人)とし、年間輸送人員5,069人の増加を図る。平均乗車密度を2.5人(R6 2.4人)、収支率を36.04%(R6 33.04%)以上とし、年間146万円の収入増を図る。路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定

番号	事業者名	路線	目標及び効果	評価手法・測定方法
19	茨城交通株	馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	1日当たり輸送量を49.1人(R6 45.3人)とし、年間輸送人員7,819人の増加を図る。平均乗車密度を3.7人(R6 3.6人)、収支率を41.92%(R6 38.92%)以上とし、年間206万円の収入増を図る。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
20	茨城交通株	日立駅中央口～砂沢～十王駅前	1日当たり輸送量を19.2人(R6 18.7人)とし、年間輸送人員897人の増加を図る。平均乗車密度を3.7人(R6 3.6人)、収支率を56.92%(R6 55.92%)以上とし、年間19万円の収入増を図る。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
21	茨城交通株	日立駅中央口～国道6号～十王駅前	1日当たり輸送量を22.6人(R6 22.0人)とし、年間輸送人員871人の増加を図る。平均乗車密度を3.9人(R6 3.8人)、収支率を63.65%(R6 62.65%)以上とし、年間19万円の収入増を図る。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
22	関東鉄道株	水戸駅・石岡駅	経常収支率を69.69%(R6実績68.69%)以上とし、年間236千円の増収を図る。平均乗車密度を5.9(R6実績5.8)、一日当たりの輸送量を21.2人(R6実績20.8人)とし、年間輸送人員712人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
23	関東鉄道株	筑波山口・土浦駅	経常収支率を62.58%(R6実績61.58%)以上とし、年間413千円の増収を図る。平均乗車密度を4.6(R6実績4.5)、一日当たりの輸送量を46.9人(R6実績45.9人)とし、年間輸送人員1,255人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
24	関東鉄道株	みどりの駅・土浦駅	経常収支率を51.72%(R6実績46.72%)以上とし、年間1,009千円の増収を図る。平均乗車密度を3.8(R6実績3.9)、一日当たりの輸送量を27.7人(R6実績27.0人)とし、年間輸送人員3,998人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
25	関東鉄道株	守谷駅・岩井バスターミナル	経常収支率を73.58%(R6実績72.58%)以上とし、年間225千円の増収を図る。平均乗車密度を5.7(R6実績5.6)、一日当たりの輸送量を29.0人(R6実績28.5人)とし、年間輸送人員562人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
26	関東鉄道株	藤代駅・自由ヶ丘団地	経常収支率を61.50%(R6実績60.50%)以上とし、年間47千円の増収を図る。平均乗車密度を3.0(R6実績2.9)、一日当たりの輸送量を11.1人(R6実績10.7人)とし、年間輸送人員180人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
27	関東鉄道株	牛久駅・みどりの駅	経常収支率を72.70%(R6実績71.70%)以上とし、年間436千円の増収を図る。平均乗車密度を4.4(R6実績4.3)、一日当たりの輸送量を67.7人(R6実績66.2人)とし、年間輸送人員1,455人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
28	関東鉄道株	取手駅・谷田部車庫	経常収支率を50.25%(R6実績44.25%)以上とし、年間1,126千円の増収を図る。平均乗車密度を3.5(R6実績3.4)、一日当たりの輸送量を21.3人(R6実績20.7人)とし、年間輸送人員3,134人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定

番号	事業者名	路線	目標及び効果	評価手法・測定方法
29	関東鉄道株	荒川沖駅・県立医療大学	経常収支率を82.45%(R6実績81.45%)以上とし、年間139千円の増収を図る。平均乗車密度を5.0(R6実績4.9)、一日当たりの輸送量を32.5人(R6実績31.8人)とし、年間輸送人員480人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
30	関東鉄道株	竜ヶ崎駅・取手駅	経常収支率を48.93%(R6実績41.93%)以上とし、年間805千円の増収を図る。平均乗車密度を2.8(R6実績2.7)、一日当たりの輸送量を17.3人(R6実績16.7人)とし、年間輸送人員5,636人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
31	関東鉄道株	鹿島神宮駅・銚子駅	経常収支率を53.30%(R6実績51.30%)以上とし、年間955千円の増収を図る。平均乗車密度を5.1(R6実績5.0)、一日当たりの輸送量を32.6人(R6実績32.0人)とし、年間輸送人員1,618人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
32	関東鉄道株	つくばセンター・水戸駅	経常収支率を77.29%(R6実績76.29%)以上とし、年間647千円の増収を図る。平均乗車密度を16.3(R6実績16.2)、一日当たりの輸送量を74.9人(R6実績74.5人)とし、年間輸送人員802人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
33	関東鉄道株	柿岡車庫・石岡駅	経常収支率を55.82%(R6実績54.82%)以上とし、年間207千円の増収を図る。平均乗車密度を2.2(R6実績2.1)、一日当たりの輸送量を31.2人(R6実績29.8人)とし、年間輸送人員687人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
34	関東鉄道株	茨城空港・水戸駅	経常収支率を79.60%(R6実績78.60%)以上とし、年間233千円の増収を図る。平均乗車密度を4.4(R6実績4.3)、一日当たりの輸送量を22.0人(R6実績21.5人)とし、年間輸送人員699人の増加を図る。 路線の維持により、通勤通学や買物・通院等に必要な移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
35	茨城急行自動車株	古河駅東口～牛ヶ谷～八千代町役場	平均乗車密度を4.3(R06年4.2)および1日当り輸送量を53.3人(R06年52.0人)、年間輸送人員を1,826人増加させる。また、収支率を64.3%とし(R06年63.3%)、年間548千円収入を増加させる。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	乗降データによる測定。
36	茨城急行自動車株	古河駅東口～牛ヶ谷～三和庁舎	平均乗車密度を3.9(R06年3.8)および1日当り輸送量を28.0人(R06年27.3人)、年間輸送人員を773人増加させる。また、収支率を67.0%とし(R06年66.0%)、年間205千円収入を増加させる。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	乗降データによる測定。

番号	事業者名	路線	目標及び効果	評価手法・測定方法
37	茨城急行自動車(株)	古河駅東口～丘里工業団地～三和庁舎	平均乗車密度を4.0(R06年3.9)および1日当り輸送量を53.2人(R06年51.8人)、年間輸送人員を1,746人増加させる。また、収支率を65.7%とし(R06年64.7%)、年間415千円収入を増加させる。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	乗降データによる測定。
38	茨城急行自動車(株)	野田市駅～下町～岩井車庫	平均乗車密度を4.7(R06年4.6)および1日当り輸送量を75.2人(R06年73.6人)、年間輸送人員を1,696人増加させる。また、収支率を82.0%とし(R06年81.0%)、年間637千円収入を増加させる。 路線維持に伴い、沿線市町の学生の通学、通勤、住民の買い物、通院等日常生活に必要な移動手段が確保できる。	乗降データによる測定。
39	朝日自動車(株)	境車庫～釈迦～古河駅西口	1日当りの輸送量を301人(R6年度295人)とし、年間輸送人員を2,400人増加させる。また、収支率を44.6%(R6年度43.6%)とし、年間61万2千円の収入を増加させる。また、平均乗車密度を3.1(R6年度3.1)とする。 路線維持により、沿線市町で生活する住民の通学、通勤、通院、買い物等日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
40	朝日自動車(株)	五霞町役場前～令和橋～幸手駅	1日当りの輸送量を162人(R6年度158人)とし、年間輸送人員を1,300人増加させる。また、収支率を44.3%(R6年度43.3%)とし、年間23万8千円の収入を増加させる。また、平均乗車密度を2.2(R6年度2.1)とする。 路線維持により、沿線市町で生活する住民の通学、通勤、通院、買い物等日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保できる。	ICデータによる測定
41	ジェイアールバス関東(株)	古河～ネーブルパーク～大綱	平均乗車密度5.0人以上(R6年度5.3人)を維持し、1日当たりの輸送量80.8人(平均乗車密度5.5人想定)、輸送人員134,300人(R6年度の1%増)を目標とする。 また、収支率を60.41%以上(R6年度59.41%)とし、年間で約82万円の収入増を図る。 路線維持により、域外への交通結節点である古河駅へ、及び旧総和町の中心部である駒羽根地区への通勤・通学・通院・買い物等で利用する沿線住民の移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定
42	ジェイアールバス関東(株)	古河～古河赤十字病院・古河市役所総和庁舎・健康の駅～古河	平均乗車密度5.0人以上(R6年度5.0人)を維持し、1日当たりの輸送量15.3人(平均乗車密度5.1人想定)、輸送人員13,900人(R6年度の1%増)を目標とする。 また、収支率を41.48%以上(R6年度34.48%)とし、年間で約110万円の収入増を図る。 路線維持により、域外への交通結節点である古河駅へ、及び旧総和町の中心部である駒羽根地区への通勤・通学・通院・買い物等で利用する沿線住民の移動手段を確保できる。	ICデータ、乗降データによる測定

(茨城県地域公共交通計画 P.60 参照)

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
1	茨城交通㈱	大宮営業所～中瓜連～水戸駅	<ul style="list-style-type: none"> ①(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを検討する ②(バス利用促進チラシの作成配布) 那珂市内沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 関係施設等で乗り方教室を実施し、チラシ配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(バスロケーションシステム周知活動) ⑤(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市教育委員会 那珂市教育委員会 常陸大宮市教育委員会 水戸市 常陸大宮市 那珂市
2	茨城交通㈱	浜田営業所～石塚車庫～御前山車庫	<ul style="list-style-type: none"> ①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券の販売促進を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤(バスロケーションシステム周知活動) ⑥(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町
3	茨城交通㈱	太田営業所～小中車庫～里川入口	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスの乗り方教室の開催) 沿線小学校などでのバスの乗り方教室の実施 ②(公共交通を利用したバスツアーの開催) 路線バスを利用した温泉施設等へのツアーの開催 ③(バスマップ・時刻表の作成・配布) バスマップ・時刻表の改訂及び配布 ④(高齢者運賃助成制度) 高齢者の運賃半額助成制度の継続実施 ⑤(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ⑥(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑦(バスロケーションシステム周知活動) ⑧(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑨(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 常陸太田市
4	茨城交通㈱	水戸駅～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップポスティングの継続実施) 桜の郷地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線施設への時刻表設置依頼 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(バスロケーションシステム周知活動) ④(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 水戸市教育委員会
5	茨城交通㈱	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅	<ul style="list-style-type: none"> ①(企画乗車券の販売・路線バスの旅販売強化) アクアワールド大洗と連携し、大洗エリアの観光周遊に関する企画乗車券の販売促進活動を実施 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線地区でのチラシ配布、大洗地区でのイベントにてチラシ配布 ④(バスロケーションシステム周知活動) ⑤(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ アクアワールド大洗

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
6	茨城交通㈱	茨大前営業所～東大野 ～平磯中学校下	<p>①(企画乗車券の販売・路線バスの旅販売促進) 那珂湊おさかな市場と連携し、那珂湊エリアの観光周遊に関する企画乗車券販売促進活動を実施。</p> <p>②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る</p> <p>③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布</p> <p>④ バスロケーションシステム周知活動</p> <p>⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動</p> <p>⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動</p>	茨城交通㈱ 水戸市 那珂湊おさかな市場
7	茨城交通㈱	水戸駅～旭台団地入口 ～友部駅	<p>①(バスマップポスティングの継続実施) 友部地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施</p> <p>②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設と連携し、らくがきバス等実施し路線バスの利用促進を図る</p> <p>③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布</p> <p>④ バスロケーションシステム周知活動</p> <p>⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動</p> <p>⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動</p>	茨城交通㈱ 水戸市 笠間市

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
8	茨城交通㈱	赤塚駅南口～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップポスティングの継続実施) 桜の郷地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線施設への時刻表設置依頼 ②(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③ バスロケーションシステム周知活動 ④ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 水戸市教育委員会
9	茨城交通㈱	水戸駅～赤塚駅～イオンモール水戸内原	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスの乗り方教室の開催) 沿線学校でのバスの乗り方教室の開催 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(時刻表の掲出) イオンモール水戸内原と連携し店舗内へも時刻表を掲出 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 イオンモール水戸内原
10	茨城交通㈱	水戸駅～石塚車庫～野口車庫	<ul style="list-style-type: none"> ①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券を販売促進活動を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町
11	茨城交通㈱	水戸駅～国田局前～下江戸	<ul style="list-style-type: none"> ①(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ②(バスの乗り方教室の開催) 沿線学校でのバスの乗り方教室の開催 ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校(国田義務教育学校、那珂第三中学校)へのバス利用促進チラシの配布 運転免許証自主返納者へチラシ時刻表等配布 ④(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市教育委員会 那珂市教育委員会 水戸市 那珂市
12	茨城交通㈱	茨大前営業所～勝田駅前～勝田営業所	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップの継続配布実施) 沿線地区への利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線イベント等に参加、チラシ配布を実施 ②(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③ バスロケーションシステム周知活動 ④ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) ひたちなか市と連携し、市報へ定期券販売促進記事を掲載し利用促進を図る 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ ひたちなか市 水戸市
13	茨城交通㈱	水戸駅～市毛十文字～笠松運動公園前	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップポスティングの継続実施) ひたちなか地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 茨城県体育協会と連携し、路線バスを利用したアクセス情報の発信とその内容の充実を図る。 沿線イベント等に参加、チラシ配布を実施 ③ バスロケーションシステム周知活動 ④ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 茨城県体育協会 笠松運動公園管理事務所

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
14	茨城交通㈱	鯉淵営業所～河和田小学校～水戸駅	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップポスティングの継続実施) 河和田地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設へ、路線バスを利用したアクセス情報発信と内容の充実を図る ③(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市
15	茨城交通㈱	鯉淵営業所～若林～水戸駅	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスマップポスティングの継続実施) 河和田地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設へ、路線バスを利用したアクセス情報発信と内容の充実を図る ③(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
16	茨城交通㈱	水戸駅～飯富～石塚車庫	<ul style="list-style-type: none"> ①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券を販売促進活動を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤(バスロケーションシステム周知活動) ⑥(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町
17	茨城交通㈱	太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	<ul style="list-style-type: none"> ①(バスの乗り方教室の開催) 沿線小学校などでのバスの乗り方教室の実施 ②(公共交通を利用したバスツアーの開催) 路線バスを利用した温泉施設等へのツアーの開催 ③(バスマップ・時刻表の作成・配布) バスマップ・時刻表の改訂及び配布 ④(高齢者運賃助成制度) 高齢者の運賃半額助成制度の継続実施 ⑤(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ⑥(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑦(バスロケーションシステム周知活動) ⑧(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑨(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 常陸太田市
18	茨城交通㈱	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口	<ul style="list-style-type: none"> ① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 常陸太田市高齢者運賃助成制度 高齢者の運賃半額制度の継続実施 ③ 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 日立市 常陸太田市
19	茨城交通㈱	馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	<ul style="list-style-type: none"> ① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 常陸太田市高齢者運賃助成制度 高齢者の運賃半額制度の継続実施 ③ 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 日立市 常陸太田市
20	茨城交通㈱	日立駅中央口～砂沢～十王駅前	<ul style="list-style-type: none"> ① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ③ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 日立市
21	茨城交通㈱	日立駅中央口～国道6号～十王駅前	<ul style="list-style-type: none"> ① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ③ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 日立市
22	関東鉄道㈱	水戸駅・石岡駅	<ul style="list-style-type: none"> ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布 	水戸市、茨城町、小美玉市、石岡市、事業者

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
23	関東鉄道㈱	筑波山口・土浦駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③観光周遊モデルコースの設定による観光需要喚起 ④中学3年生向けお試し乗車券の配布 ⑤コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起	つくば市、土浦市、事業者
24	関東鉄道㈱	みどりの駅・土浦駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布 ④コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起	つくば市、土浦市、事業者
25	関東鉄道㈱	守谷駅・岩井バスターミナル	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②沿線観光施設と連携した企画乗車券発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	守谷市、つくばみらい市、常総市、坂東市、事業者
26	関東鉄道㈱	藤代駅・自由ヶ丘団地	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②沿線観光施設と連携した企画乗車券発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	取手市、つくばみらい市、つくば市、事業者
27	関東鉄道㈱	牛久駅・みどりの駅	①利用実態に合わせは運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布 ④コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起	牛久市、つくば市、事業者
28	関東鉄道㈱	取手駅・谷田部車庫	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布 ④コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起	取手市、つくばみらい市、つくば市、事業者
29	関東鉄道㈱	荒川沖駅・県立医療大学	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	阿見町、土浦市、事業者
30	関東鉄道㈱	竜ヶ崎駅・取手駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	龍ヶ崎市、取手市、事業者
31	関東鉄道㈱	鹿島神宮駅・銚子駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	鹿嶋市、神栖市、事業者
32	関東鉄道㈱	つくばセンター・水戸駅	①路線周知のためのチラシを配布 ②サイクリング愛好家向け利用促進チラシの配布 ③沿線商業施設と連携した貨客混載の実施	つくば市、石岡市、水戸市、事業者
33	関東鉄道㈱	柿岡車庫・石岡駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③回送キロ削減による運行の効率化 ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	石岡市、事業者

番号	事業者名	路線	目標達成のために行う事業	実施主体
34	関東鉄道株	茨城空港・水戸駅	①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③回送キロ削減による運行の効率化 ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	小美玉市、茨城町、水戸市、事業者
35	茨城急行自動車株	古河駅東口～牛ケ谷～八千代町役場	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車株、茨城県教育委員会
36	茨城急行自動車株	古河駅東口～牛ケ谷～三和庁舎	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車株、茨城県教育委員会
37	茨城急行自動車株	古河駅東口～丘里工業団地～三和庁舎	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車株、茨城県教育委員会
38	茨城急行自動車株	野田市駅～下町～岩井車庫	①(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ②(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布 ③(校外学習) バスを利用した校外学習	茨城急行自動車株、野田市・坂東市
39	朝日自動車(株)	境車庫～釈迦～古河駅西口	①「朝日グループ共通学生フリーバス(定期券)」の販売促進 朝日グループ5社(朝日自動車(株)・川越観光自動車(株)・阪東自動車(株)・茨城急行自動車(株)・国際十王交通(株))の路線が利用できる共通学生フリーバスを発売し、徒歩や自転車を中心の学生に対して、バス利用の需要掘り起こしを図り、学生の頃からバス利用に慣れ親しんで頂くことで、将来の通勤利用に繋げる。②「スマホ定期券(定期)」の販売促進 スマートフォンアプリ「バスもり」上で、24時間365日いつでも購入できるスマホ定期券を導入。定期券 発売所が近くない通勤の利用客の利用促進に繋げる。	朝日自動車(株) 境町古河市
40	朝日自動車(株)	五霞町役場前～令和橋～幸手駅	①沿線観光地への利用促進 沿線観光地の権現堂について、関係自治体と連携し、来場者が見込まれる期間についてPR活動を実施し利用増に繋げる。②「スマホ定期券」の販売促進 スマートフォンアプリ「バスもり」上で、24時間365日いつでも購入できるスマホ定期券を導入。定期券 発売所が近くない通勤の利用客の利用促進に繋げる。③桜まつり開催時の渋滞緩和 桜まつり開催時は交通渋滞により大幅な遅延が発生してしまうため、駐車場の確保等を関係自治体に協力を求め、定時制を確保することでまつり会場への利用増に繋げる。④バスの乗り方教室の実施 五霞町のイベント時にバスの乗り方教室を実施し、需要の掘り起こしを図る。	朝日自動車(株) 五霞町 幸手市
41	ジェイアールバス関東(株)	古河～ネーブルパーク～大綱	自家用車移動から公共交通利用への切替による利便性と経済性の告知を行う。自宅でも購入可能なスマホ定期券を宣伝し、定期利用を促す。沿線の観光施設(ネーブルパーク)のイベントに公共交通での来場を推奨する。	事業者、古河市、古河市地域振興公社
42	ジェイアールバス関東(株)	古河～古河赤十字病院・古河市役所総和庁舎・健康の駅～古河	自家用車移動から公共交通利用への切替による利便性と経済性の告知を行う。自宅でも購入可能なスマホ定期券を宣伝し、定期利用を促す。	事業者、古河市

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

なお、関東鉄道(申請番号番)「鹿島神宮駅～銚子駅」系統については、系統区間の大部分が茨城県であること、千葉県側の補助もないことから茨城県側の需要と認められるため、茨城県区間のみを茨城県地域公共交通計画に位置づけ、地域公共交通確保維持事業の補助対象とする。

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

※「表1」「表2」については、事業者ごとに添付

- 茨城交通・・・・・・・・・・19ページ～
- 関東鉄道・・・・・・・・・・35ページ～
- 茨城急行自動車・・・・・・・・44ページ～
- 朝日自動車・・・・・・・・・・53ページ～
- ジェイアールバス関東・・・・67ページ～

6 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りる」と認めた系統の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を添付

7 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を添付

8 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

別添のとおり

- 茨城交通・・・・・・・・・・73ページ～
- 関東鉄道・・・・・・・・・・76ページ～
- 茨城急行自動車・・・・・・・・79ページ～
- 朝日自動車・・・・・・・・・・80ページ
- ジェイアールバス関東・・・・80ページ

9 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

10 車両の取得に係る目的・必要性

地域住民の日常生活に必要なバス路線の存続が危機に瀕している地域において、自家用車を自らが運転できない移動制約者等の交通手段を確保するため、広域行政圏の中心市町村へアクセスする路線に対し、地域公共交通確保維持事業による補助制度を活用し、バリアフリー車両を導入し、利便性の向上を図る。

(バリアフリー車両を導入する確保維持路線)

番号	事業者名	(番号)	確保維持路線名称	主な利用目的及び必要性
1	茨城交通株式会社	1	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市里美・水府地区から常陸太田中心部への通勤・通学、沿線住民の常陸太田市内への買い物、通院等の移動手段として必要である。
		2	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	沿線市町(常陸大宮市、那珂市、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、水戸駅から那珂市内の高校への通学、沿線住民の水戸市内への通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		3	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	沿線市町(ひたちなか市、大洗町、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		4	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	沿線市町(ひたちなか市、大洗町、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		5	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	沿線市町(ひたちなか市、大洗町、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		6	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	沿線市町(常陸大宮市、那珂市、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、水戸駅から那珂市内の高校への通学、沿線住民の水戸市内への通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		7	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市里美・水府地区から常陸太田中心部への通勤・通学、沿線住民の常陸太田市内への買い物、通院等の移動手段として必要である。
		8	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	沿線市町(ひたちなか市、大洗町、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		9	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	沿線市(常陸太田市、日立市)の通勤、学生の通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		10	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	沿線市(常陸太田市、日立市)の通勤、学生の通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		11	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市小中・水府地区から常陸太田中心部への通勤・通学、沿線住民の常陸太田市内への買い物、通院等の移動手段として必要である。
		12	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	沿線市(常陸太田市、日立市)の通勤、学生の通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		13	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市小中・水府地区から常陸太田中心部への通勤・通学、沿線住民の常陸太田市内への買い物、通院等の移動手段として必要である。
		14	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	沿線市町(常陸大宮市、那珂市、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、水戸駅から那珂市内の高校への通学、沿線住民の水戸市内への通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		15	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	常陸太田市小中・水府地区から常陸太田中心部への通勤・通学、沿線住民の常陸太田市内への買い物、通院等の移動手段として必要である。
		16	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	沿線市(常陸太田市、日立市)の通勤、学生の通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		17	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	沿線市(常陸太田市、日立市)の通勤、学生の通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		18	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	沿線市町(常陸大宮市、那珂市、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、水戸駅から那珂市内の高校への通学、沿線住民の水戸市内への通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。
		19	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	沿線市町(ひたちなか市、大洗町、水戸市)の水戸市内への通勤・通学、買い物、通院等の移動手段として必要である。

2	朝日自動車(株)	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	古河駅への通勤通学者、沿線の病院、学校、企業、公共施設への移動手段として必要である。
---	----------	---	--------------	--

11 車両の取得に係る定量的な目標・効果

令和8年度は、事業者の運行するバス路線・系統について、地域公共交通確保維持事業による補助制度を活用した車両の更新を実施する。

番号	事業者名	(番号)	確保維持路線名称	主な利用目的及び必要性
	茨城交通株式会社	1	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		2	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		3	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		4	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		5	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		6	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		7	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		8	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		9	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		10	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		11	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		12	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線住民の買物、通院等日常生活及び観光目的とした必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		13	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
		14	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。

	15	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
	16	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線住民の買物、通院等日常生活及び観光目的とした必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
	17	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口 馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線住民の買物、通院等日常生活及び観光目的とした必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
	18	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～国田局前～下江戸	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線住民の買物、通院等日常生活及び観光目的とした必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
	19	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	ノンステップバスによる運行をすることにより、当該路線を必要とする沿線市住民の買物、通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利用環境の改善と高齢者等の外出機会を向上させることが出来る。
朝日自動車株	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	当該路線におけるノンステップバスの走行率を90%以上とする。大型のノンステップバスで運行することで、当該路線を必要とする沿線市町の学生住民の通学、買物通院等日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、利便性の向上を図ることが出来る。

12 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし

15 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17 協議会の開催状況と主な議論

18 利用者等の意見の反映

補助要件に合致し、県民生活に必要とされる路線については、本計画に組み込む。

19 協議会メンバーの構成員

関係都道府県		茨城県政策企画部交通政策課
関係市町村		県内全市町村、千葉県野田市
交通事業者等		関東鉄道(株)、茨城交通(株)、大利根交通自動車(株)、茨城急行自動車(株)、朝日自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、(一社)茨城県バス協会
地方運輸局		関東運輸局、茨城運輸支局
その他協議会が必要と認めた者		(公財)茨城県老人クラブ連合会、茨城県高等学校PTA連合会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

【補助金算入】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
茨城県	茨城交通株式会社	(1) 大宮営業所・中瓜連・水戸駅線	7,583	0
	茨城交通株式会社	(2) 浜田営業所・石塚車庫・御前山車庫線	13,299	0
	茨城交通株式会社	(3) 太田営業所・小中車庫・里川入口線	8,331	1
	茨城交通株式会社	(4) 水戸駅・桜ノ牧高校前・水戸医療センター線	6,498	0
	茨城交通株式会社	(5) 茨大前営業所・アクアワールド大洗・那珂湊駅線	8,996	0
	茨城交通株式会社	(6) 茨大前営業所・東大野・平磯中学校下線	10,903	0
	茨城交通株式会社	(7) 水戸駅・旭台団地入口・友部駅線	6,258	0
	茨城交通株式会社	(8) 赤塚駅南口・桜ノ牧高校前・水戸医療センター線	1,041	0
	茨城交通株式会社	(9) 水戸駅・赤塚駅前・イオンモール水戸内原線	6,651	0
	茨城交通株式会社	(10) 水戸駅・石塚車庫・野口車庫線	4,790	0
	茨城交通株式会社	(11) 水戸駅・国田局前・下江戸線	2,182	0
	茨城交通株式会社	(12) 茨大前営業所・勝田駅前・勝田営業所線	2,821	0
	茨城交通株式会社	(13) 水戸駅・市毛十文字・笠松運動公園前線	951	0
	茨城交通株式会社	(14) 鯉淵営業所・河和田小学校・水戸駅線	2,795	0
	茨城交通株式会社	(15) 鯉淵営業所・若林・水戸駅線	623	0
	茨城交通株式会社	(16) 水戸駅・飯富・石塚車庫線	1,045	0
	茨城交通株式会社	(17) 太田営業所・竜神大吊橋・馬次入口線	4,660	1
	茨城交通株式会社	(18) 馬場八幡前・大橋・大甕駅西口線	8,186	1
	茨城交通株式会社	(19) 馬場八幡前・はたそめ入口・大甕駅西口線	13,418	1
	茨城交通株式会社	(20) 日立駅中央口・砂沢・十王駅前線	2,007	0
	茨城交通株式会社	(21) 日立駅中央口・国道6号・十王駅前線	5,249	1
合 計			118,283.0	

(注)

- 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 茨城交通株式会社

令和 8 年度
【補助金算入】

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況		乗合バス事業			
営業収益	2,492,050 千円	営業外収益	3,543 千円	経常収益(イ)	2,495,593 千円
営業費用	3,579,490 千円	営業外費用	5,559 千円	経常費用(ロ)	3,585,049 千円
営業損益	△ 1,087,440 千円	営業外損益	△ 2,016 千円	経常損益	△ 1,089,456 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	9,090,214.1 km	経常収支率		69.61 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業			
営業収益	2,328,360 千円	営業外収益	47,734 千円	経常収益(イ')	2,376,094 千円
営業費用	3,521,166 千円	営業外費用	3,531 千円	経常費用(ロ')	3,524,697 千円
営業損益	△ 1,192,806 千円	営業外損益	44,203 千円	経常損益	△ 1,148,603 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	10,268,286.3 km	経常収支率		67.41 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業			
営業収益	2,179,273 千円	営業外収益	189,190 千円	経常収益(イ'')	2,368,463 千円
営業費用	3,627,299 千円	営業外費用	6,607 千円	経常費用(ロ'')	3,633,906 千円
営業損益	△ 1,448,026 千円	営業外損益	182,583 千円	経常損益	△ 1,265,443 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,334,200.2 km	経常収支率		65.18 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$
北関東	351 円 63 銭	343 円 26 銭	394 円 38 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) \div 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差 $\text{ニ}-\text{ヘ}=\text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北関東	363 円 9 銭	347 円 58 銭	347 円 58 銭	15 円 51 銭	274 円 53 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率コ
北関東	令和6年2月7日	基準期間の当年度	3/3	20.15%
		基準期間の前年度	3/3	
		基準期間の前々年度	3/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌナル))÷チ=ヲ		
				起点	主な経由地	終点				チ	オ			リ	ヌ						
北関東	1	066110	大宮営業所	中瓜連	水戸駅	365	日	2,862.0 (7.2)	回	3.7	26.6	人	往 28.2km (平均) 復 28.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	2	038323	浜田営業所	石塚車庫	御前山車庫	365	日	2,655.0 (7.2)	回	5.8	41.7	人	往 36.2km (平均) 復 36.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	3	1	051115	太田営業所	小中車庫	里川入口	365	日	1,449.0 (3.9)	回	2.1	8.1	人	往 35.3km (平均) 復 35.3km	往 35.3km (平均) 復 35.3km	100.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
	4	000308	水戸駅	桜ノ牧高校前	水戸医療センター	365	日	4,296.0 (11.6)	回	4.9	58.8	人	往 13.1km (平均) 復 13.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	5	002006	茨大前営業所	アリアワールド大洗	那珂湊駅	365	日	4,369.0 (11.9)	回	6.6	78.5	人	往 23.9km (平均) 復 23.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	6	010015	茨大前営業所	東大野	平磯中学校下	365	日	3,262.3 (8.9)	回	5.1	45.3	人	往 23.0km (平均) 復 22.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	7	097003	水戸駅	旭台団地入口	友部駅	365	日	1,878.5 (5.1)	回	5.0	25.5	人	往 21.3km (平均) 復 21.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	8	000216	赤塚駅南口	桜ノ牧高校前	水戸医療センター	236	日	1,770.0 (7.5)	回	2.2	16.5	人	往 9.4km (平均) 復 9.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	9	000132	水戸駅	赤塚駅前	イオンモール水戸内原	365	日	4,351.3 (12.4)	回	5.4	66.9	人	往 14.2km (平均) 復 14.2km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	10	038320	水戸駅	石塚車庫	野口車庫	365	日	2,221.5 (6.0)	回	7.0	42.0	人	往 28.3km (平均) 復 28.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	11	034009	水戸駅	国田局前	下江戸	236	日	1,180.0 (5.0)	回	3.3	16.5	人	往 19.7km (平均) 復 19.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	12	023514	茨大前営業所	勝田駅前	勝田営業所	365	日	1,738.5 (4.7)	回	5.6	26.3	人	往 15.5km (平均) 復 15.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%	

13	033708	水戸駅	市毛十字	市毛十字 近松運動公園前	236	日	1,416.0 (6.0)	回	6.5	39.0	人	往 12.3km (平均) 復 12.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
14	097010	鯉淵営業所	河和田小学校	水戸駅	365	日	2,372.5 (6.5)	回	6.4	41.6	人	往 13.7km (平均) 復 13.7km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
15	097000	鯉淵営業所	若林	水戸駅	365	日	1,266.5 (3.4)	回	5.5	18.7	人	往 12.4km (平均) 復 12.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 6.3km (平均) 復 6.3km	50.806%	49.193%	
16	088702	水戸駅	飯富	石塚車庫	365	日	3,042.0 (8.3)	回	6.4	53.1	人	往 18.0km (平均) 復 18.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 12.4km (平均) 復 12.4km	68.888%	31.111%	
17	1	052023	太田営業所	竜神大吊橋	馬次入口	365	日	1,148.5 (3.1)	回	1.6	4.9	人	往 26.3km (平均) 復 26.3km	往 26.3km (平均) 復 26.3km	100.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
18	1	107	馬場八幡前	東・西二丁目大橋	大運駅西口	365	日	3,456.5 (9.4)	回	2.4	22.5	人	往 14.3km (平均) 復 14.3km	往 14.3km (平均) 復 14.3km	100.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
19	1	122	馬場八幡前	はたせぬ入口 真弓ヶ丘	大運駅西口	365	日	4,584.0 (12.5)	回	3.6	45.0	人	往 19.0km (平均) 復 19.0km	往 19.0km (平均) 復 19.0km	100.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
20		467	日立駅中央口	砂沢	十王駅前	365	日	1,321.9 (5.2)	回	3.6	18.7	人	往 12.8km (平均) 復 12.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
21	1	310	日立駅中央口	国道6号	十王駅前	365	日	2,124.0 (5.8)	回	3.6	20.8	人	往 15.8km (平均) 復 15.8km	往 15.8km (平均) 復 15.8km	100.000%	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.000%	100.000%
合計		21系統										往412.7km 復412.3km	往110.7km 復110.7km		往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往18.7km 復18.7km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニヨ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘメフ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増加分 f×コ÷(1+コ)×プ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-h=ノ		経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ'=e	経常収益ヤ		実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'''÷マ''=f	
																				ノとノ'のいずれか少ない額 ノ
1	0	100.000%	139,624.8 km	48,530,787円	136円.79銭	26円.12銭	15円.51銭	136円.79銭	152円.30銭	22,774,728円	139,476.0 km	163円.28銭	19,226,363円	139,476.0 km	137円.84銭	21,723,911円	139,447.2 km	155円.78銭	19,099,276	円
2	0	100.000%	197,024.2 km	68,481,671円	212円.58銭	41円.96銭	15円.51銭	212円.58銭	228円.09銭	49,406,516円	224,770.0 km	219円.80銭	48,155,128円	224,770.0 km	214円.24銭	52,825,342円	211,085.0 km	250円.25銭	41,883,404	円
3	1	100.000%	106,522.4 km	37,025,055円	45円.27銭	7円.83銭	7円.83銭	45円.27銭	53円.10銭	8,279,293円	128,991.6 km	64円.18銭	6,866,167円	141,879.6 km	48円.40銭	5,794,320円	123,944.8 km	46円.74銭	4,822,269	円
4	0	100.000%	111,507.2 km	38,757,672円	224円.68銭	46円.38銭	15円.51銭	224円.68銭	240円.19銭	26,993,959円	120,258.0 km	224円.46銭	26,379,056円	120,153.2 km	219円.54銭	32,036,080円	115,830.2 km	276円.57銭	25,053,437	円
5	0	100.000%	205,333.3 km	71,369,748円	259円.96銭	53円.56銭	15円.51銭	259円.96銭	275円.47銭	59,936,351円	240,071.9 km	249円.66銭	61,776,159円	240,038.4 km	257円.35銭	68,332,296円	213,935.2 km	319円.40銭	53,378,444	円
6	0	100.000%	148,973.7 km	51,780,278円	201円.20銭	42円.42銭	15円.51銭	201円.20銭	216円.71銭	43,524,744円	214,377.2 km	203円.02銭	41,557,997円	214,056.7 km	194円.14銭	44,303,687円	175,115.3 km	252円.99銭	29,973,508	円
7	0	100.000%	80,024.1 km	27,814,776円	186円.99銭	39円.18銭	15円.51銭	186円.99銭	202円.50銭	15,492,658円	80,215.8 km	193円.13銭	14,485,654円	80,151.9 km	180円.72銭	18,728,420円	80,151.9 km	233円.66銭	14,963,706	円
8	0	100.000%	33,276.0 km	11,566,072円	120円.79銭	24円.13銭	15円.51銭	120円.79銭	136円.30銭	6,403,533円	40,946.4 km	156円.38銭	4,447,731円	40,946.4 km	108円.62銭	5,332,221円	37,054.8 km	143円.90銭	4,019,408	円
9	0	100.000%	129,262.6 km	44,929,094円	244円.67銭	50円.09銭	15円.51銭	244円.67銭	260円.18銭	31,203,466円	128,621.1 km	242円.59銭	30,939,601円	129,305.2 km	239円.27銭	38,680,502円	129,504.0 km	298円.68銭	31,626,680	円
10	0	100.000%	125,736.9 km	43,703,631円	271円.39銭	54円.22銭	15円.51銭	271円.39銭	286円.90銭	36,966,948円	137,000.3 km	269円.83銭	36,651,301円	137,000.3 km	267円.52銭	42,478,510円	131,368.6 km	323円.35銭	34,123,737	円
11	0	100.000%	46,492.0 km	16,159,689円	166円.17銭	30円.13銭	15円.51銭	166円.17銭	181円.68銭	9,556,110円	47,674.0 km	200円.44銭	7,863,248円	47,674.0 km	164円.93銭	8,459,529円	47,083.0 km	179円.67銭	7,725,575	円
12	0	100.000%	53,893.5 km	18,732,302円	242円.89銭	51円.47銭	15円.51銭	242円.89銭	258円.40銭	20,061,984円	86,397.0 km	232円.20銭	20,398,133円	86,397.0 km	236円.09銭	19,994,628円	65,146.5 km	306円.91銭	13,090,192	円
13	0	100.000%	34,833.6 km	12,107,462円	292円.97銭	65円.91銭	15円.51銭	292円.97銭	308円.48銭	8,929,314円	35,719.2 km	249円.98銭	10,089,576円	35,719.2 km	282円.46銭	13,864,323円	35,276.4 km	393円.01銭	10,205,199	円
14	0	100.000%	65,006.5 km	22,594,959円	261円.60銭	57円.95銭	15円.51銭	261円.60銭	277円.11銭	15,700,319円	64,842.1 km	242円.13銭	15,787,029円	64,801.0 km	243円.62銭	22,389,644円	64,787.3 km	345円.58銭	17,005,700	円
15	0	100.000%	31,409.2 km	10,917,209円	266円.89銭	53円.76銭	15円.51銭	266円.89銭	282円.40銭	8,442,056円	31,558.0 km	267円.50銭	8,174,087円	31,545.6 km	259円.11銭	10,077,625円	31,434.0 km	320円.59銭	8,382,801	円
16	0	100.000%	109,512.0 km	38,064,180円	286円.23銭	57円.94銭	15円.51銭	286円.23銭	301円.74銭	26,341,023円	92,286.0 km	285円.42銭	25,319,416円	92,304.0 km	274円.30銭	34,951,036円	101,160.0 km	345円.50銭	31,345,619	円
17	1	100.000%	59,587.2 km	20,711,318円	38円.12銭	7円.11銭	7円.11銭	38円.12銭	45円.23銭	3,101,926円	59,277.4 km	52円.32銭	2,442,247円	59,613.4 km	40円.96銭	2,530,515円	59,641.0 km	42円.42銭	2,271,464	円
18	1	100.000%	104,677.3 km	36,383,735円	117円.28銭	21円.85銭	15円.51銭	117円.28銭	132円.79銭	23,536,171円	168,632.2 km	139円.57銭	21,214,626円	165,113.4 km	128円.48銭	16,165,110円	124,030.2 km	130円.33銭	12,276,553	円
19	1	100.000%	171,577.2 km	59,636,803円	130円.51銭	25円.74銭	15円.51銭	130円.51銭	146円.02銭	30,709,149円	212,686.7 km	144円.38銭	29,247,576円	208,653.6 km	140円.17銭	26,891,726円	175,154.2 km	153円.53銭	22,392,540	円
20	0	100.000%	49,177.6 km	17,093,150円	206円.08銭	36円.98銭	15円.51銭	206円.08銭	221円.59銭	11,073,850円	49,267.2 km	224円.77銭	10,845,900円	49,420.8 km	219円.46銭	10,923,054円	49,523.2 km	220円.56銭	10,134,519	円
21	1	100.000%	67,118.4 km	23,329,013円	181円.42銭	33円.21銭	15円.51銭	181円.42銭	196円.93銭	12,179,177円	57,591.0 km	211円.47銭	10,524,417円	58,063.5 km	181円.25銭	12,488,130円	63,045.0 km	198円.06銭	12,176,620	円
合計			2,070,569.7 km	719,688,604円						470,613,275円	2,360,659.1 km		452,393,412円	2,367,083.2 km		508,970,609円	2,173,717.8 km		405,950,651	円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他 路線との競合部分 以外に係るもの	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分以 外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額										
			カ×ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数 /①計画運行回数 =ネ		ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ									
北 関 東	1	0	29,431,511	円	21,838,854	円	21,838,854	円	21,838,854	円	15,165,870	円	15,165	千円	7,582.5	千円	31,597,092	円	24,014,592	円		
	2	0	26,598,267	円	30,816,751	円	26,598,267	円	26,598,267	円		円	26,598	千円	13,299.0	千円	29,654,112	円	16,355,112	円		
	3	1	32,202,786	円	16,661,274	円	16,661,274	円	16,661,274	円	4,272,121	円	16,661	千円	8,330.5	千円	33,854,949	円	25,524,449	円		
	4	0	13,704,235	円	17,440,952	円	13,704,235	円	13,704,235	円	12,995,395	円	12,995	千円	6,497.5	千円	15,433,712	円	8,938,212	円		
	5	0	17,991,304	円	32,116,386	円	17,991,304	円	17,991,304	円		円	17,991	千円	8,995.5	千円	21,176,023	円	12,180,523	円		
	6	0	21,806,770	円	23,301,125	円	21,806,770	円	21,806,770	円		円	21,806	千円	10,903.0	千円	24,117,352	円	13,214,352	円		
	7	0	12,851,070	円	12,516,649	円	12,516,649	円	12,516,649	円		円	12,516	千円	6,258.0	千円	14,092,244	円	7,834,244	円		
	8	0	7,546,664	円	5,204,732	円	5,204,732	円	5,204,732	円	2,081,892	円	2,081	千円	1,040.5	千円	8,062,774	円	7,022,274	円		
	9	0	13,302,414	円	20,218,092	円	13,302,414	円	13,302,414	円		円	13,302	千円	6,651.0	千円	15,307,277	円	8,656,277	円		
	10	0	9,579,894	円	19,666,633	円	9,579,894	円	9,579,894	円		円	9,579	千円	4,789.5	千円	11,530,074	円	6,740,574	円		
	11	0	8,434,114	円	7,271,860	円	7,271,860	円	7,271,860	円	4,363,116	円	4,363	千円	2,181.5	千円	9,155,205	円	6,973,705	円		
	12	0	5,642,110	円	8,429,535	円	5,642,110	円	5,642,110	円		円	5,642	千円	2,821.0	千円	6,477,998	円	3,656,998	円		
	13	0	1,902,263	円	5,448,357	円	1,902,263	円	1,902,263	円		円	1,902	千円	951.0	千円	2,442,532	円	1,491,532	円		
	14	0	5,589,259	円	10,167,731	円	5,589,259	円	5,589,259	円		円	5,589	千円	2,794.5	千円	6,597,510	円	3,803,010	円		
	15	0	2,534,408	円	4,912,744	円	2,534,408	円	1,246,751	円	2,534,408	円		円	1,246	千円	623.0	千円	3,021,565	円	2,398,565	円
	16	0	6,718,561	円	17,128,881	円	6,718,561	円	2,090,211	円	6,718,561	円		円	2,090	千円	1,045.0	千円	8,417,093	円	7,372,093	円
	17	1	18,439,854	円	9,320,093	円	9,320,093	円	9,320,093	円	9,320,093	円	0	円	9,320	千円	4,660.0	千円	19,364,052	円	14,704,052	円
	18	1	24,107,182	円	16,372,680	円	16,372,680	円	16,372,680	円	16,372,680	円	6,967,097	円	16,372	千円	8,186.0	千円	25,730,727	円	17,544,727	円
	19	1	37,244,263	円	26,836,561	円	26,836,561	円	26,836,561	円	26,836,561	円	19,322,323	円	26,836	千円	13,418.0	千円	39,905,425	円	26,487,425	円
	20	0	6,958,631	円	7,691,917	円	6,958,631	円	6,958,631	円	6,958,631	円	4,014,594	円	4,014	千円	2,007.0	千円	7,721,375	円	5,714,375	円
	21	1	11,152,393	円	10,498,055	円	10,498,055	円	10,498,055	円	10,498,055	円	7,240,037	円	10,498	千円	5,249.0	千円	12,193,399	円	6,944,399	円
合計			313,737,953	円	323,859,862	円	258,848,874	円	252,932,867	円	258,848,874	円	76,422,445	円	236,566	千円	118,283	千円	345,852,490	円	227,569,490	円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	0		3,791,250円	15.8%	3,791,250円	15.8%		0.0%	16,432,092円	68.4%	
2	0		6,649,500円	40.7%	6,649,500円	40.7%		0.0%	3,056,112円	18.7%	
3	1		4,165,250円	16.3%	4,165,250円	16.3%		0.0%	17,193,949円	67.4%	
4	0		3,248,750円	36.4%	3,248,750円	36.4%		0.0%	2,438,712円	27.3%	
5	0		4,497,750円	36.9%	4,497,750円	36.9%		0.0%	3,185,023円	26.1%	
6	0		5,451,500円	41.3%	5,451,500円	41.3%		0.0%	2,311,352円	17.5%	
7	0		3,129,000円	39.9%	3,129,000円	39.9%		0.0%	1,576,244円	20.1%	
8	0		520,250円	7.4%	520,250円	7.4%		0.0%	5,981,774円	85.2%	
9	0		3,325,500円	38.4%	3,325,500円	38.4%		0.0%	2,005,277円	23.2%	
10	0		2,394,750円	35.5%	2,394,750円	35.5%		0.0%	1,951,074円	28.9%	
11	0		1,090,750円	15.6%	1,090,750円	15.6%		0.0%	4,792,205円	68.7%	
12	0		1,410,500円	38.6%	1,410,500円	38.6%		0.0%	835,998円	22.9%	
13	0		475,500円	31.9%	475,500円	31.9%		0.0%	540,532円	36.2%	
14	0		1,397,250円	36.7%	1,397,250円	36.7%		0.0%	1,008,510円	26.5%	
15	0		311,500円	13.0%	311,500円	13.0%		0.0%	1,775,565円	74.0%	
16	0		522,500円	7.1%	522,500円	7.1%		0.0%	6,327,093円	85.8%	
17	1		2,330,000円	15.8%	2,330,000円	15.8%		0.0%	10,044,052円	68.3%	
18	1		4,093,000円	23.3%	4,093,000円	23.3%		0.0%	9,358,727円	53.3%	
19	1		6,709,000円	25.3%	6,709,000円	25.3%		0.0%	13,069,425円	49.3%	
20	0		1,003,500円	17.6%	1,003,500円	17.6%		0.0%	3,707,375円	64.9%	
21	1		2,624,500円	37.8%	2,624,500円	37.8%		0.0%	1,695,399円	24.4%	
合計			59,141,500円	26.0%	59,141,500円	26.0%	0円	0.0%	109,286,490円	48.0%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業者と他の事業者を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「(リ)」に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

20.「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

			茨城県	
番号	系統名	理由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
8	赤塚駅南口・桜ノ牧高校前・水戸医療センター線	土日祝日の運行回数は、病院休診日であり、また、通学利用者がいないなど、運行を要しないため、0.0回/日としており、平日の運行回数(7.5回/日)をもって、対象要件とする。	0.0	0.0
11	水戸駅・国田局前・下江戸線	土日祝日の運行回数は、通勤、通学利用者がいないなど、運行を要しないため、0.0回/日としており、平日の運行回数(5.0回/日)をもって、対象要件とする。	0.0	0.0
13	水戸駅・市毛十文字・笠松運動公園前線	土日祝日の運行回数は、工場勤務者の通勤がないなど、運行を要しないため、0.0回/日としており、平日の運行回数(6.0回/日)をもって、対象要件とする。	0.0	0.0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
茨城県		常陸太田市	市内には高等学校等の公共施設、病院等医療機関、商業施設等があり、地域の中心的な役割を果たしている。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
茨城県	茨城交通株式会社	19	31,712

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	茨城交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
北関東	1	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～電神大吊橋～馬次入口	3.17	ノンステップ型 スロープ付き 標準仕様	57	8.99	2026.4	リース
	2	大宮営業所～中瓜窪～水戸駅 水戸駅～国田馬前～下江戸	1.11	ノンステップ型 スロープ付き 標準仕様	57	8.99	2026.4	リース
	3	茨大前営業所～アークワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～夏大野～平磯中学校下	5.6	ノンステップ型 スロープ付き 標準仕様	75	10.4	2026.4	リース
	4	茨大前営業所～アークワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～夏大野～平磯中学校下	5.6	ノンステップ型 スロープ付き 標準仕様	75	10.4	2026.4	リース
	5	茨大前営業所～アークワールド大洗～那珂湊駅 茨大前営業所～夏大野～平磯中学校下	5.6	ノンステップ型 スロープ付き 標準仕様	75	10.4	2026.4	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(B/300)→ト (定額法)A×0.2→ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	支払のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ア×ワ÷12(月)→ホ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	付属品価格	改造費	合計											
1	21,650,000	0	0	21,650,000	21,649,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,660,000	6,000,000	6	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	21,650,000	0	0	21,650,000	21,649,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,660,000	6,000,000	6	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	25,880,000	0	0	25,880,000	25,879,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,352,000	6,000,000	6	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
4	25,880,000	0	0	25,880,000	25,879,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,352,000	6,000,000	6	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
5	25,880,000	0	0	25,880,000	25,879,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,352,000	6,000,000	6	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	120,940,000	0	0	120,940,000	120,939,995	75,000,000	30,000,000	0	30,000,000	48,376,000	30,000,000		15,000	7,500	60,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
1					円	ツ×1/2=ネ
2					円	
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナツ	ヨナネ
15,000	7,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		車両番号
			当該年度	初年度	
北関東	1	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～鹿田島前～下江戸	1, 11	1	水戸200か2262
	2	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～電神大吊橋～馬次入口	3, 17	3.21	水戸200か2264
	3	茨大前営業所～アツアツ～大宮～新町通駅 茨大前営業所～東大野から平塚中学校下	5, 6	5, 6	水戸200か2265
	4	馬場八幡前～大橋～大宮駅西口 馬場八幡前～電神大吊橋～馬次入口	18, 19	19.20	水戸200か2312
	5	馬場八幡前～大橋～大宮駅西口 馬場八幡前～はたそのめ入口～馬場八幡～大宮駅西口	18, 19	19.20	水戸200か2317
	6	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～電神大吊橋～馬次入口	3, 17	3, 17	水戸200か2407
	7	馬場八幡前～大橋～大宮駅西口 馬場八幡前～はたそのめ入口～馬場八幡～大宮駅西口	18, 19	19.20	水戸200か2408
	8	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～電神大吊橋～馬次入口	3, 17	3, 17	水戸200か2409
	9	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～鹿田島前～下江戸	1, 11	1	水戸200か2410
	10	太田営業所～小中車庫～里川入口 太田営業所～電神大吊橋～馬次入口	3, 17	3, 17	水戸200か2458
	11	馬場八幡前～大橋～大宮駅西口 馬場八幡前～はたそのめ入口～馬場八幡～大宮駅西口	18, 19	19.20	水戸200か2462
	12	馬場八幡前～大橋～大宮駅西口 馬場八幡前～はたそのめ入口～馬場八幡～大宮駅西口	18, 19	19.20	水戸200か2463
	13	大宮営業所～中瓜連～水戸駅 水戸駅～鹿田島前～下江戸	1, 11	1	水戸200か2460
	14	茨大前営業所～アツアツ～大宮～新町通駅 茨大前営業所～東大野から平塚中学校下	5, 6	5, 6	水戸200か2461

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法・定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度(2年目のみ)の額=ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=サ	ラ-マ=フ
定率法 1	15,000,000	2,592,000	1,036,800	0	1,036,800	1,581,120	1,036,800	12	1,036,800 円	518.4	1,555,200
定率法 2	15,000,000	2,700,000	1,080,000	0	1,080,000	1,647,000	1,080,000	12	1,080,000 円	540.0	1,620,000
定率法 3	15,000,000	2,700,000	1,080,000	0	1,080,000	1,647,000	1,080,000	12	1,080,000 円	540.0	1,620,000
定率法 4	15,000,000	5,085,601	2,034,240	0	2,034,240	2,452,320	2,034,240	12	2,034,240 円	1,017.1	3,051,361
定率法 5	15,000,000	5,085,601	2,034,240	0	2,034,240	2,546,640	2,034,240	12	2,034,240 円	1,017.1	3,051,361
定率法 6	15,000,000	8,700,000	3,480,000	0	3,480,000	4,558,800	3,480,000	12	3,480,000 円	1,740.0	5,220,000
定率法 7	15,000,000	8,700,000	3,480,000	0	3,480,000	4,558,800	3,480,000	12	3,480,000 円	1,740.0	5,220,000
定率法 8	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,716,000	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
定率法 9	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,716,000	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
定率法 10	15,000,000	13,500,000	5,400,000	0	5,400,000	7,074,000	5,400,000	12	5,400,000 円	2,700.0	8,100,000
定率法 11	15,000,000	13,500,000	5,400,000	0	5,400,000	7,074,000	5,400,000	12	5,400,000 円	2,700.0	8,100,000
定率法 12	15,000,000	13,500,000	5,400,000	0	5,400,000	7,074,000	5,400,000	12	5,400,000 円	2,700.0	8,100,000
定率法 13	15,000,000	13,500,000	5,400,000	0	5,400,000	7,074,000	5,400,000	12	5,400,000 円	2,700.0	8,100,000
定率法 14	15,000,000	13,500,000	5,400,000	0	5,400,000	7,074,000	5,400,000	12	5,400,000 円	2,700.0	8,100,000
計	210,000,000	121,063,202	48,425,281	0	48,425,281	63,793,680	48,425,281		48,425 円	24.212	72,637,921

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
48,425	24,212

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合							
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実質購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額（△欄）】は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（△欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

本省提出用(電子版)

事業者名	茨城交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
運輸部水戸オフィス運輸課	運輸部水戸オフィス運輸課	運輸部副部長	黒田 剣
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
運輸部水戸オフィス運輸課	運輸部水戸オフィス運輸課	運輸部副部長	黒田 剣

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

運行系統		年間輸送実績				経常収益			1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定		輸送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考	経常収支率	国庫補助金 申請額(千 円)(F)	業 地 の 特 別 交 通 の 有 無						
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)		輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)							実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	運賃改定前 の平均乗車 密度	適用 日数
1	066110	大宮営業所	中瓜連	水戸駅	28.2	7.2	69,910	7.5	524,325.0	21,423,926	139,447.2	245,676	54,309	21,723,911	54,995,186	$\frac{39.08 \times 152}{366} + \frac{42.54 \times 214}{366}$	41.10	3.7	26.6	有	39.50%	5,867.3	
2	038323	浜田営業所	石塚車庫	御前山車庫	36.2	7.7	155,510	8.0	1,244,080.0	52,371,157	211,085.0	371,960	82,225	52,825,342	83,247,702	$\frac{39.75 \times 152}{366} + \frac{43.98 \times 214}{366}$	42.22	5.8	44.6	有	63.45%	10,853.1	
3	051115	太田営業所	小中車庫	里川入口	35.3	4.6	26,187	10.0	261,870.0	5,527,994	123,944.8	218,112	48,214	5,794,320	48,881,350	$\frac{21.19 \times 365}{365}$	21.19	2.1	9.6	有	11.85%	9,518.7	○
4	000308	水戸駅	坂ノ牧高校前	水戸駅	13.1	12.0	113,674	5.0	568,370.0	31,786,974	115,830.2	204,009	45,097	32,036,080	45,681,114	$\frac{49.65 \times 152}{366} + \frac{59.76 \times 214}{366}$	55.56	4.9	58.8	有	70.12%	4,809.2	
5	002006	茨大前営業所	ツツワノ大宮	那珂湊駅	23.8	12.1	219,077	6.5	1,424,005.5	67,872,243	213,935.2	376,767	83,286	68,332,296	84,371,764	$\frac{45.83 \times 152}{366} + \frac{59.76 \times 214}{366}$	47.67	6.6	79.8	有	80.98%	6,828.1	
6	010015	茨大前営業所	東大野	平塚中学校下	22.8	10.4	166,242	5.4	897,706.8	43,926,796	175,115.3	308,659	68,232	44,303,687	69,061,972	$\frac{45.92 \times 152}{366} + \frac{50.57 \times 214}{366}$	48.63	5.1	53.0	有	64.15%	6,081.4	
7	097003	水戸駅	南台団地入口	友部駅	21.3	5.1	75,989	5.3	402,741.7	18,556,021	80,151.9	141,188	31,211	18,728,420	31,610,306	$\frac{38.32 \times 152}{366} + \frac{51.35 \times 214}{366}$	45.93	5.0	25.5	有	59.24%	3,623.5	
8	000216	赤塚駅南口	坂ノ牧高校前	水戸駅	9.4	8.2	18,141	4.6	83,448.6	5,252,580	37,054.8	65,224	14,417	5,332,221	14,613,672	$\frac{50.11 \times 99}{239} + \frac{70.87 \times 140}{366}$	62.27	2.2	18.0	有	36.48%	693.8	
9	000132	水戸駅	赤塚駅前	水戸駅	14.2	12.4	157,788	4.5	710,046.0	38,401,846	129,504.0	228,209	50,447	38,680,502	51,073,787	$\frac{51.29 \times 152}{366} + \frac{56.07 \times 214}{366}$	54.08	5.4	66.9	有	75.73%	4,801.3	
10	038320	水戸駅	石塚車庫	野口車庫	28.3	6.3	106,898	8.7	930,012.6	42,195,745	131,368.6	231,574	51,191	42,478,510	51,809,148	$\frac{43.12 \times 152}{366} + \frac{47.08 \times 214}{366}$	45.43	7.0	44.1	有	81.99%	4,027.7	
11	034009	水戸駅	国田局前	下江戸	19.7	5.0	31,474	5.1	160,517.4	8,358,360	47,083.0	82,854	18,315	8,459,529	18,568,593	$\frac{50.42 \times 99}{239} + \frac{53.76 \times 140}{366}$	52.37	3.3	16.5	有	45.55%	1,390.1	
12	023514	茨大前営業所	勝田駅前	勝田営業所	15.5	5.7	85,542	4.3	367,830.6	19,854,518	65,146.5	114,745	25,365	19,994,628	25,692,476	$\frac{52.01 \times 152}{366} + \frac{55.83 \times 214}{366}$	54.24	5.6	31.9	有	77.82%	794.3	
13	033708	水戸駅	市毛十文字	吾和通分譲所	12.3	6.0	36,866	6.2	228,569.2	13,788,398	35,276.4	62,180	13,745	13,864,323	13,912,306	$\frac{56.85 \times 99}{366} + \frac{61.99 \times 140}{366}$	59.86	6.5	39.0	有	99.65%	757.8	
14	097010	鯉淵営業所	河和団地小学校	水戸駅	13.7	6.4	92,528	4.5	416,376.0	22,250,317	64,787.3	114,104	25,223	22,389,644	25,550,815	$\frac{45.50 \times 152}{366} + \frac{50.22 \times 214}{366}$	53.52	6.4	40.9	有	87.62%	2,716.9	
15	097000	鯉淵営業所	若林	水戸駅	12.4	3.4	38,710	4.5	174,195.0	10,010,114	31,434.0	55,289	12,222	10,077,625	12,396,940	$\frac{49.86 \times 152}{366} + \frac{63.37 \times 214}{366}$	57.75	5.5	18.7	有	81.29%	398.1	
16	088702	水戸駅	飯富	石塚車庫	18.0	7.6	112,475	5.8	652,355.0	34,733,434	101,160.0	178,208	39,394	34,951,036	39,895,480	$\frac{50.41 \times 152}{366} + \frac{54.99 \times 214}{366}$	53.08	6.4	48.6	有	87.60%	1,031.1	
17	052023	太田営業所	電神大舟橋	馬次入口	26.3	3.1	9,239	10.7	98,857.3	2,402,539	59,641.0	104,806	23,168	2,530,515	23,521,217	$\frac{24.29 \times 365}{366}$	24.29	1.6	4.9	有	10.75%	4,580.5	○
19	107	馬場八幡前	馬場八幡前	大塚駅前	14.3	11.1	55,056	5.5	302,808.0	15,898,394	124,030.2	218,431	48,285	16,165,110	48,915,000	$\frac{49.34 \times 152}{366} + \frac{53.97 \times 214}{366}$	52.04	2.4	26.6	有	33.04%	9,442.9	○
20	122	馬場八幡前	馬場八幡前	大塚駅前	19.0	12.6	100,380	6.3	632,394.0	26,515,033	175,154.2	308,498	68,195	26,891,726	69,077,313	$\frac{40.53 \times 152}{366} + \frac{42.60 \times 214}{366}$	41.74	3.6	45.3	有	38.92%	13,449.9	○
21	467	日立駅中央口	砂沢	十王駅前	12.8	5.2	50,008	3.7	185,029.6	10,816,601	49,523.2	87,181	19,272	10,923,054	19,530,959	$\frac{55.20 \times 152}{366} + \frac{61.93 \times 214}{366}$	59.13	3.6	18.7	有	55.92%	1,594.5	
22-1	524	日立駅中央口	国道6号	十王駅前	13.5	5.8	24,548	3.5	85,918.0	4,853,495	28,917.0	50,962	11,265	4,915,722	11,404,286	$\frac{54.82 \times 152}{366} + \frac{60.79 \times 31}{183}$	55.83	3.0	17.4	有	43.10%	953.5	
22-2	310	日立駅中央口	国道6号 小水津駅前	十王駅前	15.8	5.9	29,837	5.0	149,185.0	7,499,026	34,128.0	60,097	13,285	7,572,408	13,459,400	$\frac{50.52 \times 183}{183}$	50.52	4.3	25.3	有	56.26%	2,176.5	○
合計					425.9		1,776,079		10,900,638.8	504,295,511	2,173,717.8	3,828,735	846,363	508,970,609	857,270,816						96,390		

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)
- なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として1年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより計算単位まで算出すること(銭未滿切捨て)。ただし、補助対象期間の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域間幹線】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,492,050 千円	営業外収益	3,543 千円	経常収益(イ)	2,495,593 千円
	営業費用	3,579,490 千円	営業外費用	5,559 千円	経常費用(ロ)	3,585,049 千円
	営業損益	△ 1,087,440 千円	営業外損益	△ 2,016 千円	経常損益	△ 1,089,456 千円
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	9,090,214.1 km				経常収支率	69.61 %

3. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ÷ホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北関東	394 円 38 銭	341 円 34 銭	341 円 34 銭	274 円 53 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

4. 地域間系統の運行状況

補助ブ ック名	申請 番号	地域 公共 交通 再編 事業 の特 例措 置の 有無	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	実績運行 日数	計画運行回 数	実績運行回 数	運休回数	運休回数 のうち12条2 項ただし書 によりやむを 得ないとして 大臣が認め た回数	運行割合 (100%を超える 場合は100%を 上限とする。)	国庫補助金認 定額	国庫補助金 (6条関係) 申請額
				起点	主な 経由地	終点									
北関東	1		066110	大宮営業所	中瓜連	水戸駅	366 日	366 日	2,676.0 回	2,658.0 回	18.0 回	0.0 回	99.32 %	5,907.5 千円	5,867.3 千円
北関東	2		038323	浜田営業所	石塚車庫	御前山車庫	366 日	366 日	2,859.0 回	2,844.0 回	15.0 回	0.0 回	99.47 %	10,911.0 千円	10,853.1 千円
北関東	3	○	051115	太田営業所	小中車庫	里川入口	366 日	366 日	1,696.0 回	1,689.5 回	6.5 回	0.0 回	99.61 %	9,556.0 千円	9,518.7 千円
北関東	4		000308	水戸駅	桜ノ牧高校前	水戸原車センター	366 日	366 日	4,460.0 回	4,421.0 回	39.0 回	4.0 回	99.21 %	4,847.5 千円	4,809.2 千円
北関東	5		002006	茨大前営業所	フクフロード大	那珂湊駅	366 日	366 日	4,486.0 回	4,464.0 回	22.0 回	0.0 回	99.50 %	6,862.5 千円	6,828.1 千円
北関東	6		010015	茨大前営業所	東大野	平磯中学校下	366 日	366 日	3,840.0 回	3,833.0 回	7.0 回	0.0 回	99.81 %	6,093.0 千円	6,081.4 千円
北関東	7		097003	水戸駅	榑台地入口	友部駅	366 日	366 日	1,887.0 回	1,881.5 回	5.5 回	1.5 回	99.78 %	3,631.5 千円	3,623.5 千円
北関東	8		000216	赤塚駅南口	桜ノ牧高校前	水戸原車センター	240 日	239 日	1,978.5 回	1,971.0 回	7.5 回	0.0 回	99.62 %	696.5 千円	693.8 千円
北関東	9		000132	水戸駅	赤塚駅前	イオンモール水戸	366 日	366 日	4,569.0 回	4,560.0 回	9.0 回	0.0 回	99.80 %	4,811.0 千円	4,801.3 千円
北関東	10		038320	水戸駅	石塚車庫	野口車庫	366 日	366 日	2,332.5 回	2,321.0 回	11.5 回	0.0 回	99.50 %	4,048.0 千円	4,027.7 千円
北関東	11		034009	水戸駅	国田局前	下江戸	240 日	239 日	1,200.0 回	1,195.0 回	5.0 回	0.0 回	99.58 %	1,396.0 千円	1,390.1 千円
北関東	12		023514	茨大前営業所	勝田駅前	勝田営業所	366 日	366 日	2,111.0 回	2,101.5 回	9.5 回	0.0 回	99.54 %	798.0 千円	794.3 千円
北関東	13		033708	水戸駅	市毛十文字	定松運動公園前	240 日	239 日	1,440.0 回	1,434.0 回	6.0 回	0.0 回	99.58 %	761.0 千円	757.8 千円
北関東	14		097010	鯉淵営業所	河和田小学校	水戸駅	366 日	366 日	2,379.0 回	2,364.5 回	14.5 回	1.0 回	99.43 %	2,732.5 千円	2,716.9 千円
北関東	15		097000	鯉淵営業所	若林	水戸駅	366 日	366 日	1,275.0 回	1,267.5 回	7.5 回	0.0 回	99.41 %	400.5 千円	398.1 千円
北関東	16		088702	水戸駅	飯富	石塚車庫	366 日	366 日	2,828.5 回	2,810.0 回	18.5 回	0.0 回	99.34 %	1,038.0 千円	1,031.1 千円
北関東	17	○	052023	太田営業所	竜神大吊橋	馬次入口	366 日	366 日	1,155.0 回	1,150.5 回	4.5 回	0.0 回	99.61 %	4,598.5 千円	4,580.5 千円
北関東	19	○	107	馬場八幡前	東二丁目、大橋	大連駅前(宇都宮)	366 日	366 日	4,105.0 回	4,090.0 回	15.0 回	0.0 回	99.63 %	9,478.0 千円	9,442.9 千円
北関東	20	○	122	馬場八幡前	ほたての入口 渡島上丘	大連駅前(宇都宮)	366 日	366 日	4,648.0 回	4,637.5 回	10.5 回	0.0 回	99.77 %	13,481.0 千円	13,449.9 千円
北関東	21		467	日立駅中央口	砂沢	十王駅前	366 日	366 日	1,934.5 回	1,934.5 回	0.0 回	0.0 回	100.00 %	1,594.5 千円	1,594.5 千円
北関東	22-1		524	日立駅中央口	国道6号	十王駅前	183 日	183 日	1,071.0 回	1,071.0 回	0.0 回	0.0 回	100.00 %	953.5 千円	953.5 千円
北関東	22-2	○	524	日立駅中央口	国道6号 小木津駅前	十王駅前	183 日	183 日	1,080.0 回	1,080.0 回	0.0 回	0.0 回	100.00 %	2,176.5 千円	2,176.5 千円
合計			21系統					56,011.0 回	55,779.0 回	232.0 回	6.5 回		96,772 千円	96,390 千円	

(1) 記載要領

- 1.(チ)欄については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された計画運行回数を転載すること。
- 2.(リ)欄については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。なお、実績運行回数について、益・正月・その他の期間に減便した場合は、減便した回数を除いた数値を記載すること。
- 3.(ヌ)欄については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 4.(ル)欄については、補助対象期間中に運休した回数のうち天災その他やむを得ない場合として大臣が認めた回数を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 7.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 8.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自放第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、別の方法により算出し、その算出方法を明確にした書類を添付すること。
- 9.申請番号は、計画認定時の番号と同一にすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 10.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 11.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 12.「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「国庫補助金申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1千円~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.(ワ)欄は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「地域公共交通再編事業の特例措置の有無」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「○」を記載する。
- 16.「補助対象期間の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象期間の様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

R9年度、R10年度については、R8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、
変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例 措置
茨城県	関東鉄道株	(1) 水戸駅・石岡駅	4,295.5	
		(2) 筑波山口・土浦駅	10,369.5	
		(3) みどりの駅・土浦駅	6,985.5	
		(4) 岩井バスターミナル・守谷駅	4,343.0	
		(5) 藤代駅・自由ヶ丘団地	770.0	
		(6) 牛久駅・みどりの駅	6,553.0	
		(7) 取手駅・谷田部車庫	4,236.5	
		(8) 荒川沖駅・県立医療大学	2,120.0	
		(9) 竜ヶ崎駅・取手駅	2,636.5	
		(10) 鹿島神宮駅・銚子駅	17,372.5	
		(11) つくばセンター・水戸駅	12,925.5	
		(12) 柿岡車庫・石岡駅	3,745.0	
		(13) 茨城空港・水戸駅	5,168.0	
合 計			81,520	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施家角の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	関東鉄道株式会社
------	----------

R9年度、R10年度については、R8年度事業から土日祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	4,790,269千円	営業外収益	107,329千円	経常収益(イ)	4,897,598千円
	営業費用	4,722,777千円	営業外費用	28,605千円	経常費用(ロ)	4,751,382千円
	営業損益	67,492千円	営業外損益	78,724千円	経常損益	146,216千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	12,083,426.0km	経常収支率			103.08%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	4,461,593千円	営業外収益	98,716千円	経常収益(イ')	4,560,309千円
	営業費用	4,307,664千円	営業外費用	11,288千円	経常費用(ロ')	4,318,952千円
	営業損益	153,929千円	営業外損益	87,428千円	経常損益	241,357千円
基準年度の前年度の実車走行キロ(ハ')	12,226,571.0km	経常収支率			105.59%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	4,029,137千円	営業外収益	141,804千円	経常収益(イ'')	4,170,941千円
	営業費用	4,152,674千円	営業外費用	19,507千円	経常費用(ロ'')	4,172,181千円
	営業損益	△123,537千円	営業外損益	122,297千円	経常損益	△1,240千円
基準年度の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	12,528,450.0km	経常収支率			99.97%	

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準年度の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準年度の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北関東	333円 01銭	353円 24銭	393円 21銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差ニーヘーケ	キロ当たり経常収益イ+ハート
北関東	359円 82銭	347円 59銭	347円 59銭	12円 24銭	405円 32銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率
北関東	令和6年3月1日	基準期間の 当 年度	3 / 3	21.95%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統				計画運行回数() ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通確保編事業を実施する区域におけるキロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷子 (子-(リ+ヌ+ホ))÷子	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			運行系統名	起点	主な経由地	終点				チ	オ		リ	ヌ	ル	ル				
北関東	1		水戸駅・石岡駅	水戸駅	奥ノ谷	石岡駅	365日	1319.0回(3.6回)	5.7	20.5人	往 34.0km(平均) 復 34.0km	34.0km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	2		筑波山口・土浦駅	筑波山口	土浦一高前	土浦駅西口	365日	3732.0回(10.2回)	4.4	44.8人	往 22.3km 復 23.0km	22.6km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	3		みどりの駅・土浦駅	みどりの駅	学園並木	土浦駅西口	365日	3321.0回(9.0回)	3.6	32.4人	往 20.6km 復 20.6km	20.6km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	4		守谷駅・岩井バスターミナル	守谷駅	きぬの里	岩井バスターミナル	365日	1868.0回(5.1回)	5.5	28.0人	往 21.0km 復 21.0km	21.0km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	5		藤代駅・自由ヶ丘団地	藤代駅		自由ヶ丘団地	365日	1428.0回(3.9回)	2.8	10.9人	往 6.8km 復 6.8km	6.8km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	6		牛久駅・みどりの駅	牛久駅	桜ヶ丘団地	みどりの駅	365日	5565.0回(15.2回)	4.2	63.8人	往 13.7km 復 13.5km	13.6km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	7		取手駅・谷田部車庫	取手駅西口	高岡	谷田部車庫	365日	2171.0回(5.9回)	3.3	19.4人	往 24.5km 復 24.5km	24.5km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	8		荒川沖駅・県立医療大学	荒川沖駅東口	東京医科歯科大学茨城医療センター	県立医療大学	365日	2380.0回(6.5回)	4.7	30.5人	往 9.0km 復 9.0km	9.0km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	9		竜ヶ崎駅・取手駅	光風台団地入口		取手駅東口	365日	2181.0回(5.9回)	2.6	15.3人	往 15.2km 復 15.2km	15.2km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	10		鹿島神宮駅・鏡子駅	鹿島神宮駅		神橋済生会病院	365日	2469.5回(6.7回)	5.0	33.5人	往 49.4km 復 49.4km	49.4km	往 復 0.0km	0.000%	往 2.1km 復 2.1km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	95.748%	
	11		つくばセンター・水戸駅	つくばセンター		石岡	365日	1904.0回(5.2回)	16.0	83.2人	往 64.8km 復 64.8km	64.8km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	12		柿岡車庫・石岡駅	柿岡車庫		林	365日	4752.5回(13.0回)	2.0	26.0人	往 13.1km 復 13.1km	13.1km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	
	13		茨城空港・水戸駅	茨城空港		桜本三差路	365日	1404.5回(3.8回)	4.1	15.5人	往 29.8km 復 29.8km	29.8km	往 復 0.0km	0.000%	往 復 0.0km	往 復 0.0km	往 復 0.0km	0.000%	100.000%	

合計	13系統							往 324.2km 復 324.7km	324.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 2.1km 復 2.1km	2.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km
----	------	--	--	--	--	--	--	------------------------	---------	--------------------	-------	--------------------	-------	--------------------	-------	--------------------	-------

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (ア-イ)×33)÷チ マ	計画 実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ウ以下の 額 カ	ノとハの いずれか 少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 コ		
							補助金交付要綱別表2(注)4.の 適用がある場合			3カ年平均		基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期				
							経常収益 控除額と の 差額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4.適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ''	実車 走行キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車 走行キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車 走行キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f	
1			100.000%	86,629.6km	30,110,716円	248.40円	48.61円	12.24円	248.40円	260.64円	25,088,545円	94,956.4km	264.21円	21,572,419円	87,115.6km	247.62円	23,566,591円	87,248.4km	270.10円	21,518,792円
2			100.000%	169,059.6km	58,761,735円	181.75円	43.58円	12.24円	181.75円	193.99円	37,958,199円	201,766.2km	188.12円	27,439,122円	180,837.6km	151.73円	41,255,893円	170,373.3km	242.14円	30,726,582円
3			100.000%	133,991.2km	46,572,661円	141.71円	33.06円	12.24円	141.71円	153.95円	13,029,652円	89,014.0km	146.37円	11,736,116円	89,055.2km	131.78円	20,178,976円	109,839.2km	183.71円	18,987,892円
4			100.000%	78,456.0km	27,269,736円	236.86円	51.36円	12.24円	236.86円	249.10円	18,541,799円	78,645.0km	235.76円	17,814,179円	78,771.0km	226.15円	22,523,156円	78,918.0km	285.39円	18,583,088円
5			100.000%	19,420.8km	6,750,281円	192.91円	42.82円	12.24円	192.91円	205.15円	6,859,462円	27,261.2km	251.61円	2,889,922円	22,943.2km	125.95円	4,463,420円	18,761.2km	237.90円	3,746,466円
6			100.000%	151,368.0km	52,612,489円	237.90円	50.74円	12.24円	237.90円	250.14円	36,884,798円	159,926.2km	230.63円	37,970,981円	159,619.0km	237.88円	43,561,884円	154,508.6km	281.93円	36,010,447円
7			100.000%	106,547.9km	37,033,919円	126.65円	31.31円	12.24円	126.65円	138.89円	19,636,393円	172,115.0km	114.08円	15,383,546円	119,587.0km	128.63円	18,774,844円	107,912.0km	173.98円	13,494,291円
8			100.000%	42,840.0km	14,890,327円	240.34円	57.64円	12.24円	240.34円	252.58円	13,417,630円	58,338.0km	229.99円	10,323,702円	49,752.0km	207.50円	13,892,933円	43,380.0km	320.26円	10,296,165円
9			100.000%	66,302.4km	23,045,388円	138.87円	29.67円	12.24円	138.87円	151.11円	14,774,274円	86,700.8km	170.40円	9,557,688円	80,955.2km	118.06円	11,504,034円	69,768.0km	164.88円	9,207,414円
10			95.748%	247,111.1km	85,890,876円	200.73円	36.30円	12.24円	200.73円	212.97円	50,471,283円	222,098.3km	227.24円	47,028,095円	223,958.9km	209.98円	47,737,557円	236,674.2km	201.70円	49,602,611円
11			100.000%	242,664.8km	84,345,431円	241.05円	53.99円	12.24円	241.05円	253.29円	55,523,200円	247,000.9km	224.78円	50,682,765円	215,550.4km	235.13円	64,662,719円	215,550.4km	299.98円	58,494,350円
12			100.000%	124,515.5km	43,279,097円	142.23円	26.76円	12.24円	142.23円	154.47円	23,682,579円	142,038.1km	166.73円	21,051,988円	142,234.6km	148.00円	20,654,770円	138,913.0km	148.68円	17,709,839円
13			100.000%	83,708.2km	29,095,296円	174.16円	38.41円	12.24円	174.16円	186.40円	18,344,630円	108,770.0km	168.65円	19,263,740円	108,770.0km	177.10円	23,281,532円	109,068.0km	213.45円	14,578,620円
合計				1,552,615.1km	539,657,952円						334,212,444円	1,688,630.1km		292,714,263円	1,559,149.7km		356,058,309円	1,540,914.3km		302,956,557円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうち いずれか少ない ほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×ミなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 チ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
1			8,591,924円	13,549,822円	8,591,924円	8,591,924円	8,591,924円	8,591千円	4,296千円	9,652,270円	5,356,770円	
2			28,035,153円	26,442,780円	26,442,780円	26,442,780円	26,442,780円	20,739,435円	10,370千円	30,104,443円	19,734,943円	
3			27,584,769円	20,957,697円	20,957,697円	20,957,697円	20,957,697円	13,971,798円	13,971千円	6,986千円	29,224,821円	22,239,321円
4			8,686,648円	12,271,381円	8,686,648円	8,686,648円	8,686,648円	8,686千円	4,343千円	9,646,949円	5,303,949円	
5			3,003,815円	3,037,626円	3,003,815円	3,003,815円	3,003,815円	1,540,417円	1,540千円	770千円	3,241,526円	2,471,526円
6			16,602,042円	23,675,620円	16,602,042円	16,602,042円	16,602,042円	13,106,875円	13,106千円	6,553千円	18,454,786円	11,901,786円
7			23,539,628円	16,665,263円	16,665,263円	16,665,263円	16,665,263円	8,473,862円	8,473千円	4,237千円	24,843,774円	20,607,274円
8			4,594,162円	6,700,647円	4,594,162円	4,594,162円	4,594,162円	4,240,764円	4,240千円	2,120千円	5,118,523円	2,998,523円
9			13,837,974円	10,370,424円	10,370,424円	10,370,424円	10,370,424円	5,273,096円	5,273千円	2,637千円	14,649,515円	12,013,015円
10			36,288,265円	38,650,894円	36,288,265円	34,745,287円	34,745,287円	34,745千円	17,373千円	39,312,905円	21,940,405円	
11			25,851,081円	37,955,443円	25,851,081円	25,851,081円	25,851,081円	25,851千円	12,926千円	28,821,298円	15,895,798円	
12			25,569,258円	19,475,593円	19,475,593円	19,475,593円	19,475,593円	7,490,612円	7,490千円	3,745千円	27,093,328円	23,348,328円
13			14,516,676円	13,092,883円	13,092,883円	13,092,883円	13,092,883円	10,336,486円	10,336千円	5,168千円	15,541,264円	10,373,264円
合計			236,701,395円	242,846,073円	210,622,577円	209,079,599円	209,079,599円	85,173,345円	163,041千円	81,520千円	255,705,402円	174,184,902円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の具体的要素
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1			4,295,500円	80.18%	0円	0.00%			1,061,270円	19.81%	
2			5,184,750円	26.27%	5,184,750円	26.27%			9,365,443円	47.45%	
3			3,492,750円	15.70%	3,492,750円	15.70%			15,253,821円	68.58%	
4			4,343,000円	81.88%	0円	0.00%			960,949円	18.11%	
5			385,000円	15.57%	385,000円	15.57%			1,701,526円	68.84%	
6			3,276,500円	27.52%	3,276,500円	27.52%			5,348,786円	44.94%	
7			2,118,250円	10.27%	2,118,250円	10.27%			16,370,774円	79.44%	
8			1,060,000円	35.35%	1,060,000円	35.35%			878,523円	29.29%	
9			1,318,250円	10.97%	1,318,250円	10.97%			9,376,515円	78.05%	
10			17,372,500円	79.18%	0円	0.00%			4,567,905円	20.81%	
11			12,925,500円	81.31%	0円	0.00%			2,970,298円	18.68%	

12	1,872,500円	8.01%	1,872,500円	8.01%	0.00%	19,603,328円	83.96%
13	2,584,000円	24.91%	2,584,000円	24.91%	0.00%	5,205,264円	50.17%
合計	60,228,500円	34.57%	21,292,000円	12.22%	0.00%	92,664,402円	53.19%

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
 - 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
 - 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低じい方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

事業者名	関東鉄道株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 自動車部営業課	(責任者役職・氏名) 部長 白鳥 賢
補助金担当部門	(担当部門の名称) 自動車部管理課	(責任者役職・氏名) 課長 飯田 洋介

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和4年度)

実態調査日 (平日)令和4年7月11日 (休校日)令和4年7月25日 (土日祝日)令和4年7月1日

申請 番号	運行系統				年間輸送実績					経常収益				1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考		
	運行 系統名	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)		計 (B)+(D)+(E) (円)	平均乗車密度算定					輸送量 (A)×(G)	
																平均 賃率 (F)	平均乗車 密度 (G) (B) ÷(C)×(F) = (G)					
1	水戸駅・石岡駅	水戸駅	奥ノ谷	石岡駅	34.0	3.9	55,947	6.7	374,844.9	23,035,421	94,956.4	687,355	1,074,769	24,797,545	31,621,430	$\frac{41.81 \times 365}{365}$	41.81	5.8	22.6	無		
2	筑波山・土浦駅	筑波山口	土浦一高前	土浦駅西口	22.6	12.2	164,084	6.0	984,504.0	31,216,984	201,766.2	1,460,513	2,283,702	34,961,199	67,190,162	$\frac{47.36 \times 365}{365}$	47.36	3.2	39.0	無		
3	みどりの駅・土浦駅	みどりの駅	学園並木	土浦駅西口	20.6	5.8	37,956	6.4	242,918.4	9,629,802	89,014.0	644,340	1,007,510	11,281,652	29,642,552	$\frac{41.92 \times 365}{365}$	41.92	2.5	14.5	無		
4	守谷駅・岩井バスターミナル	守谷駅西口	きめの里	岩井バスターミナル	21.0	5.1	60,727	8.3	504,034.1	16,546,368	78,645.0	569,283	890,148	18,005,799	26,189,571	$\frac{44.67 \times 365}{365}$	44.67	4.7	23.9	無		
5	藤代駅・自由ヶ丘団地	藤代駅		自由ヶ丘団地	6.8	5.4	25,326	4.7	119,032.2	5,175,571	27,261.2	197,334	308,557	5,681,462	9,078,252	$\frac{68.78 \times 365}{365}$	68.78	2.7	14.5	無		
6	牛久駅・みどりの駅	牛久駅	桜ヶ丘団地	みどりの駅	13.7	15.9	147,283	4.9	721,686.7	32,359,016	159,926.2	1,157,648	1,810,134	35,326,798	53,257,023	$\frac{56.58 \times 365}{365}$	56.58	3.5	55.6	無		
7	取手駅・谷田部車庫	取手駅西口	高岡	谷田部車庫	24.0	9.7	63,419	5.9	374,172.1	15,320,421	172,115.0	1,245,879	1,948,093	18,514,393	57,316,016	$\frac{43.55 \times 365}{365}$	43.55	2.0	19.4	無		
8	荒川沖駅・県立医療大学	荒川沖駅東口	東京薬科大学茨城医療センター	県立医療大学	9.0	8.8	63,459	5.1	323,640.9	11,195,040	58,338.0	422,288	660,302	12,277,630	19,427,137	$\frac{57.12 \times 365}{365}$	57.12	3.3	29.0	無		
9	竜ヶ崎駅・取手駅	竜ヶ崎駅	光風台団地入口	取手駅東口	15.2	7.8	67,360	4.0	269,440.0	11,484,350	86,700.8	627,596	981,328	13,093,274	28,872,233	$\frac{49.91 \times 365}{365}$	49.91	2.6	20.2	無		
10	鹿島神宮駅・銚子駅	鹿島神宮駅	神橋済生会病院	銚子駅	49.4	6.1	72,554	11.8	856,137.2	44,826,761	222,098.3	1,607,690	2,513,832	48,948,283	73,960,954	$\frac{36.22 \times 365}{365}$	36.22	5.5	33.5	無		
11	つくばセンター・水戸駅	つくばセンター	石岡	水戸駅南口	65.9	5.2	65,075	57.9	3,767,842.5	50,939,555	247,000.9	1,787,951	2,795,694	55,523,200	82,253,769	$\frac{16.92 \times 365}{365}$	16.92	12.1	62.9	無		
12	柿岡車庫・石岡駅	柿岡車庫	林	石岡駅	13.1	14.6	80,431	5.6	450,413.6	21,081,113	142,038.1	687,464	83,802	21,852,379	28,201,664	$\frac{54.78 \times 365}{365}$	54.78	2.7	39.4	無		
13	茨城空港・水戸駅	茨城空港	桜本三差路	水戸駅	29.8	5.0	61,521	6.3	387,582.3	16,847,010	108,770.0	526,446	64,174	17,437,630	21,596,283	$\frac{41.16 \times 365}{365}$	41.16	3.7	18.5	無		
合計								965,142	9,376,248.9	289,657,412	1,688,630.1	11,621,787	16,422,045	317,701,244	528,607,046							

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象区間の末日における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共光運計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たりの経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所間相互輸送賃額÷停留所間輸送キロにより算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式によって算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の事由によりバスの運行されなかった日は適用日から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

補助金込み

事業者名	関東鉄道株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 自動車部営業課	(責任者役職・氏名) 部長 白鳥 賢
補助金担当部門	(担当部門の名称) 自動車部管理課	(責任者役職・氏名) 課長 飯田 洋介

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和4年度)

実態調査日 (平日)令和4年7月11日 (休校日)令和4年7月25日 (土日祝日)令和4年7月1日

申請番号	運行系統名	起点	主な経過地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A)	年間輸送実績				経常収益				1系統当たり経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無	備考	
							輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	実車走行キロ (km)	運送雑収 (円)	営業外収益 (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)		平均賃率 (F)	平均乗車密度 (B)/(C)×(F)÷(G)					
1	水戸駅・石岡駅	水戸駅	奥ノ谷	石岡駅	34.0	3.9	55,947	6.7	374,844.9	23,326,421	94,956.4	687,355	1,074,769	25,088,545	31,621,430	$\frac{41.81 \times 365}{365}$	41.81	5.8	22.6	無		
2	筑波山・土浦駅	筑波山口	土浦一高前	土浦駅西口	22.6	12.2	164,084	6.0	984,504.0	34,213,984	201,766.2	1,460,513	2,283,702	37,958,199	67,190,162	$\frac{47.36 \times 365}{365}$	47.36	3.5	42.7	無		
3	みどりの駅・土浦駅	みどりの駅	学園並木	土浦駅西口	20.6	5.8	37,956	6.4	242,918.4	11,377,802	89,014.0	644,340	1,007,510	13,029,652	29,642,552	$\frac{41.92 \times 365}{365}$	41.92	3.0	17.4	無		
4	守谷駅・岩井バスターミナル	守谷駅西口	きめの里	岩井バスターミナル	21.0	5.1	60,727	8.3	504,034.1	17,082,368	78,645.0	569,283	890,148	18,541,799	26,189,571	$\frac{44.67 \times 365}{365}$	44.67	4.8	24.4	無		
5	藤代駅・自由ヶ丘団地	藤代駅		自由ヶ丘団地	6.8	5.4	25,326	4.7	119,032.2	6,353,571	27,261.2	197,334	308,557	6,859,462	9,078,252	$\frac{68.78 \times 365}{365}$	68.78	3.3	17.8	無		
6	牛久駅・みどりの駅	牛久駅	桜ヶ丘団地	みどりの駅	13.7	15.9	147,283	4.9	721,686.7	33,917,016	159,926.2	1,157,648	1,810,134	36,884,798	53,257,023	$\frac{56.58 \times 365}{365}$	56.58	3.7	58.8	無		
7	取手駅・谷田部車庫	取手駅西口	高岡	谷田部車庫	24.0	9.7	63,419	5.9	374,172.1	16,442,421	172,115.0	1,245,879	1,948,093	19,636,393	57,316,016	$\frac{43.55 \times 365}{365}$	43.55	2.1	20.3	無		
8	荒川沖駅・県立医療大学	荒川沖駅東口	東京医科歯科大学茨城医療センター	県立医療大学	9.0	8.8	63,459	5.1	323,640.9	12,335,040	58,338.0	422,288	660,302	13,417,630	19,427,137	$\frac{57.12 \times 365}{365}$	57.12	3.7	32.5	無		
9	竜ヶ崎駅・取手駅	竜ヶ崎駅	光風台団地入口	取手駅東口	15.2	7.8	67,360	4.0	269,440.0	13,165,350	86,700.8	627,596	981,328	14,774,274	28,872,233	$\frac{49.91 \times 365}{365}$	49.91	3.0	23.4	無		
10	鹿島神宮駅・鏡子駅	鹿島神宮駅	神橋済生会病院	鏡子駅	49.4	6.1	72,554	11.8	856,137.2	46,349,761	222,098.3	1,607,690	2,513,832	50,471,283	73,960,954	$\frac{38.22 \times 365}{365}$	38.22	5.7	34.7	無		
11	つくばセンター・水戸駅	つくばセンター	石岡	水戸駅南口	65.9	5.2	65,075	57.9	3,767,842.5	50,939,555	247,000.9	1,787,951	2,795,694	55,523,200	82,253,769	$\frac{16.92 \times 365}{365}$	16.92	12.1	62.9	無		
12	柿岡車庫・石岡駅	柿岡車庫	林	石岡駅	13.1	14.6	80,431	5.6	450,413.6	22,911,313	142,038.1	687,464	83,802	23,682,579	28,201,664	$\frac{54.78 \times 365}{365}$	54.78	2.9	42.3	無		
13	茨城空港・水戸駅	茨城空港	桜本三差路	水戸駅	29.8	5.0	61,521	6.3	387,582.3	17,754,010	108,770.0	526,446	64,174	18,344,630	21,596,283	$\frac{41.16 \times 365}{365}$	41.16	3.9	19.5	無		
合計							965,142		9,376,248.9	306,168,612	1,688,630.1	11,621,787	16,422,045	334,212,444	528,607,046							

- 【記載要領】
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象区間の末日における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、地域公共光津計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たりの経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所間相互総運賃額÷停留所間総キロにより算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式によって算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の事由によりバスが運行されなかった日は適用日から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名	関東鉄道株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 自動車部営業課	(責任者役職・氏名) 部長 白鳥 賢
補助金担当部門	(担当部門の名称) 自動車部管理課	(責任者役職・氏名) 部長 白鳥 賢

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和5年度)

実態調査日 (平日)令和5年7月10日 (休校日)令和5年7月25日 (土日祝日)令和5年7月15日

申請番号	運行系統名	起点	主な経過地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	年間輸送実績				経常収益				1系統当たり経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無	備考	
							輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	実車走行キロ (km)	運送雑収 (円)	営業外収益 (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)		平均賃率 (F)	平均乗車密度 (B)/(C)×(F)÷(G)					
1	水戸駅・石岡駅	水戸駅	奥ノ谷	石岡駅	32.4	3.6	91,033	6.8	619,024.4	20,183,132	87,115.6	685,926	703,361	21,572,419	30,772,714	$\frac{41.81 \times 365}{365}$	41.81	5.5	19.8	無		
2	筑波山口・土浦駅	筑波山口	土浦一高前	土浦駅西口	22.7	10.9	108,908	6.3	686,120.4	24,555,189	180,837.6	1,423,870	1,480,063	27,439,122	63,879,073	$\frac{47.36 \times 365}{365}$	47.36	2.8	30.5	無		
3	みどりの駅・土浦駅	みどりの駅	学園並木	土浦駅西口	21.6	5.8	71,074	6.4	454,873.6	10,315,897	89,055.2	701,198	719,021	11,736,116	31,457,858	$\frac{41.92 \times 365}{365}$	41.92	2.7	15.6	無		
4	守谷駅・岩井バスターミナル	守谷駅西口	きめの里	岩井バスターミナル	21.0	5.1	90,054	9.1	819,491.4	16,557,968	78,771.0	620,223	635,988	17,814,179	27,825,068	$\frac{44.67 \times 365}{365}$	44.67	4.7	23.9	無		
5	藤代駅・自由ヶ丘団地	藤代駅		自由ヶ丘団地	6.8	4.6	29,463	4.5	132,583.5	2,548,758	22,943.2	168,441	172,723	2,889,922	8,104,455	$\frac{68.78 \times 365}{365}$	68.78	1.6	7.3	無		
6	牛久駅・みどりの駅	牛久駅	桜ヶ丘団地	みどりの駅	13.7	15.9	277,356	4.7	1,303,573.2	35,425,435	159,619.0	1,256,800	1,288,746	37,970,981	56,383,815	$\frac{56.58 \times 365}{365}$	56.58	3.9	62.0	無		
7	取手駅・谷田部車庫	取手駅西口	高岡	谷田部車庫	24.5	6.7	81,841	4.9	401,020.9	13,476,416	119,587.0	941,598	965,532	15,383,546	42,242,911	$\frac{43.55 \times 365}{365}$	43.55	2.5	16.7	無		
8	荒川沖駅・県立医療大学	荒川沖駅東口	東京薬科大学茨城医療センター	県立医療大学	9.0	7.5	95,738	5.1	488,263.8	9,530,276	49,752.0	391,734	401,692	10,323,702	17,574,396	$\frac{57.12 \times 365}{365}$	57.12	3.3	24.7	無		
9	竜ヶ崎駅・取手駅	竜ヶ崎駅	光風台団地入口	取手駅東口	15.2	7.2	92,129	3.4	313,238.6	8,266,644	80,955.2	637,421	653,623	9,557,688	28,596,614	$\frac{49.91 \times 365}{365}$	49.91	2.0	14.4	無		
10	鹿島神宮駅・銚子駅	鹿島神宮駅	神橋済生会病院	銚子駅	47.9	6.1	97,342	11.8	1,148,635.6	43,456,479	223,958.9	1,763,397	1,808,219	47,028,095	79,111,241	$\frac{38.22 \times 365}{365}$	36.22	5.3	32.3	無		
11	つくばセンター・水戸駅	つくばセンター	石岡	水戸駅南口	62.6	4.6	103,130	58.2	6,002,166.0	47,245,245	215,550.4	1,697,190	1,740,330	50,682,765	76,141,023	$\frac{17.67 \times 365}{365}$	17.67	12.4	57.0	無		
12	柿岡車庫・石岡駅	柿岡車庫	林	石岡駅	13.5	14.6	71,541	5.9	422,091.9	17,928,517	142,234.6	603,074	2,520,397	21,051,988	50,242,950	$\frac{54.78 \times 365}{365}$	54.78	2.3	33.5	無		
13	茨城空港・水戸駅	茨城空港	桜木三差路	水戸駅	29.8	5.0	55,123	6.8	374,836.4	16,875,152	108,770.0	461,184	1,927,404	19,263,740	38,421,914	$\frac{41.16 \times 365}{365}$	41.16	3.7	18.5	無		
合計							1,264,732		13,165,919.7	266,365,108	1,559,149.7	11,352,056	14,997,099	292,714,263	550,754,032							

- 【記載要領】
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象区間の末日における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、地域公共光津計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 輸送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たりの経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所間相互総運賃額÷停留所間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式によって算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の事由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名	関東鉄道株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 自動車部営業一課	(責任者役職・氏名) 課長 吉田 祐二
補助金担当部門	(担当部門の名称) 自動車部管理課	(責任者役職・氏名) 課長 橋本 英一

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

実態調査日 (平日)令和6年9月10日 (休校日)令和6年8月20日 (土日祝日)令和6年9月22日

申請番号	運行系統名	起点	主な経過地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	年間輸送実績				経常収益				1系統当たり経常費用 (円)	平均乗車密度算定			市町村による回数券購入等の有無	備考	
							輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	実車走行キロ (km)	運送雑収 (円)	営業外収益 (円)	計 (円)		平均賃率 (F)	平均乗車密度 (B) (C)×(F) = (G)	輸送量 (A)×(G)			
1	水戸駅・石岡駅	水戸駅	奥ノ谷	石岡駅	34.0	3.6	71,247	5.9	420,357.3	21,941,430	87,248.4	850,192	774,969	23,566,591	34,306,943	$\frac{41.81 \times 152 + 44.11 \times 214}{366}$	43.15	5.8	20.8	無	
2	筑波山口・土浦駅	筑波山口	土浦一高前	土浦駅西口	22.6	10.2	125,543	6.1	765,812.3	38,082,378	170,373.3	1,660,203	1,513,312	41,255,893	66,992,485	$\frac{47.36 \times 152 + 50.69 \times 214}{366}$	49.30	4.5	45.9	無	
3	みどりの駅・土浦駅	みどりの駅	学園並木	土浦駅西口	20.6	7.3	79,959	6.5	519,733.5	18,133,020	109,839.2	1,070,328	975,628	20,178,976	43,189,871	$\frac{41.92 \times 152 + 45.85 \times 214}{366}$	44.21	3.7	27.0	無	
4	守谷駅・岩井バスターミナル	守谷駅西口	きめの里	岩井バスターミナル	21.0	5.1	56,183	7.9	443,845.7	21,053,165	78,918.0	769,016	700,975	22,523,156	31,031,346	$\frac{44.67 \times 152 + 48.50 \times 214}{366}$	46.90	5.6	28.5	無	
5	藤代駅・自由ヶ丘団地	藤代駅		自由ヶ丘団地	6.8	3.7	17,953	4.2	75,402.6	4,113,959	18,761.2	182,818	166,643	4,463,420	7,377,091	$\frac{68.78 \times 152 + 77.66 \times 214}{366}$	73.97	2.9	10.7	無	
6	牛久駅・みどりの駅	牛久駅	桜ヶ丘団地	みどりの駅	13.7	15.4	145,541	5.0	727,705.0	40,683,879	154,508.6	1,505,609	1,372,396	43,561,884	60,754,326	$\frac{58.58 \times 152 + 62.33 \times 214}{366}$	59.94	4.3	66.2	無	
7	取手駅・谷田部車庫	取手駅西口	高岡	谷田部車庫	24.0	6.1	52,225	5.7	297,682.5	16,764,786	107,912.0	1,051,548	958,510	18,774,844	42,432,077	$\frac{43.55 \times 152 + 46.67 \times 214}{366}$	45.37	3.4	20.7	無	
8	荒川沖駅・県立医療大学	荒川沖駅東口	東京医科大学茨城医療センター	県立医療大学	9.0	6.5	47,973	4.8	230,270.4	13,084,902	43,380.0	422,716	385,315	13,892,933	17,057,449	$\frac{57.12 \times 152 + 63.93 \times 214}{366}$	61.10	4.9	31.8	無	
9	竜ヶ崎駅・取手駅	竜ヶ崎駅	光風台団地入口	取手駅東口	15.2	6.2	80,521	3.5	281,823.5	10,204,478	69,768.0	679,854	619,702	11,504,034	27,433,475	$\frac{49.91 \times 152 + 54.64 \times 214}{366}$	52.67	2.7	16.7	無	
10	鹿島神宮駅・銚子駅	鹿島神宮駅	神橋済生会病院	銚子駅	49.4	6.4	80,885	13.2	1,067,682.0	43,329,067	236,674.2	2,306,272	2,102,218	47,737,557	93,062,662	$\frac{36.22 \times 152 + 35.98 \times 214}{366}$	36.07	5.0	32.0	無	
11	つくばセンター・水戸駅	つくばセンター	石岡	水戸駅南口	64.8	4.6	80,191	57.8	4,635,039.8	60,647,698	215,550.4	2,100,431	1,914,590	64,662,719	84,756,572	$\frac{16.92 \times 152 + 17.56 \times 214}{366}$	17.29	16.2	74.5	無	
12	柿岡車庫・石岡駅	柿岡車庫	林	石岡駅	13.5	14.2	68,745	6.3	433,093.5	17,549,154	138,913.0	789,687	2,315,929	20,654,770	37,678,483	$\frac{54.78 \times 152 + 60.22 \times 214}{366}$	57.96	2.1	29.8	無	
13	茨城空港・水戸駅	茨城空港	桜木三差路	水戸駅	29.8	5.0	69,879	8.5	593,971.5	20,848,075	109,068.0	619,230	1,814,227	23,281,532	29,619,534	$\frac{41.16 \times 152 + 46.26 \times 214}{366}$	44.14	4.3	21.5	無	
合計							976,845		10,492,419.6	326,435,591	1,540,914.3	14,007,904	15,614,414	356,058,309	575,692,314						

- 【記載要領】
- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象区間の末日における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、地域公共光栄計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たりの経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所間相互総運賃額÷停留所間総キロにより単単位で算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式によって算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の事由によりバスが運行されなかった日は適用日から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
茨城県	茨城急行自動車(株)	(1) 古河駅東口～牛ケ谷～八千代町役場	8,634.0	
	茨城急行自動車(株)	(2) 古河駅東口～牛ケ谷～三和庁舎	2,604.5	
	茨城急行自動車(株)	(3) 古河駅東口～丘里工業団地～三和庁舎	5,048.0	
	茨城急行自動車(株)	(4) 野田市駅～下町～岩井車庫	5,116.0	
合 計			21,402	

(注)

- 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 茨城急行自動車株式会社

「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,042,941 千円	営業外収益	20,469 千円	経常収益(イ)	1,063,410 千円	
	営業費用	1,026,137 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	1,026,137 千円	
	営業損益	16,804 千円	営業外損益	20,469 千円	経常損益	37,273 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,119,380.0 km					経常収支率	103.63 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	829,114 千円	営業外収益	23,821 千円	経常収益(イ')	852,935 千円	
	営業費用	981,384 千円	営業外費用	4 千円	経常費用(ロ')	981,388 千円	
	営業損益	△ 152,270 千円	営業外損益	23,817 千円	経常損益	△ 128,453 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,264,799.0 km					経常収支率	86.91 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	767,390 千円	営業外収益	30,809 千円	経常収益(イ'')	798,199 千円	
	営業費用	982,187 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ'')	982,190 千円	
	営業損益	△ 214,797 千円	営業外損益	30,806 千円	経常損益	△ 183,991 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,359,881.0 km					経常収支率	81.27 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\alpha = \frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\beta = \frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\gamma = \frac{\text{ロ}}{\text{ハ}}$
北関東	292 円 32 銭	300 円 59 銭	328 円 95 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\alpha + \beta + \gamma) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北関東	307 円 28 銭	347 円 58 銭	307 円 28 銭	0 円 0 銭	340 円 90 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
武相(千葉県野田市及び茨城県坂東市内含む)	令和5年9月8日	基準期間の前年度	2 / 3	16.37%
茨城	令和7年2月28日	基準期間の前年度	1 / 3	37.38%
		基準期間の前年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点				往	復					リ	ヌ		
北関東	1		古河駅東口~八千代町夜場	古河駅東口	牛ヶ谷	八千代町夜場	365 日	4,549.5 (12.4) 回	4.2	52.0 人	往19.0km (平均) 復19.0km 19.0km		(平均)		(平均)			100.000%
	2		古河駅東口~三和庁舎	古河駅東口	牛ヶ谷	三和庁舎	365 日	2631 (7.2) 回	3.8	27.3 人	往11.9km 復11.9km 11.9km							100.000%
	3		古河駅東口~三和庁舎	古河駅東口	丘里工業団地	三和庁舎	365 日	4858 (13.3) 回	3.9	51.8 人	往13.0km 復13.0km 13.0km							100.000%
	4		岩井線	野田市駅	下町	岩井車庫	365 日	5840 (16.0) 回	4.6	73.6 人	往16.7km 復16.7km 16.7km		往6.8km 復6.8km 6.8km		往0.0km 復0.0km 0.0km			59.281%
合計	系統									往60.6km 復60.6km 60.6km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往6.8km 復6.8km 6.8km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km				

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+又))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象システムのキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ'' =d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ' =e	経常収益ヤ	実車走行キロマ		補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f	
北関東	1		100.000%	167,463.3 km	51,458,122円	179円.41銭	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭	179円.41銭	23,929,820円	167,790.9 km	142円.61銭	31,415,811円	167,790.9 km	187円.23銭	35,005,225円	167,959.8 km	208円.41銭	30,044,590 円
	2		100.000%	62,617.8 km	19,241,197円	187円.47銭	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭	187円.47銭	8,998,400円	62,367.9 km	144円.27銭	12,531,515円	62,367.9 km	200円.92銭	13,633,614円	62,760.6 km	217円.23銭	11,738,958 円
	3		100.000%	126,308.0 km	38,811,922円	200円.97銭	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭	200円.97銭	20,410,245円	126,464.0 km	161円.39銭	28,892,103円	126,464.0 km	228円.46銭	26,990,871円	126,672.0 km	213円.07銭	25,384,118 円
	4		59.281%	195,056.0 km	59,936,807円	247円.32銭	25円.01銭	0円.00銭	247円.32銭	247円.32銭	44,328,562円	192,720.0 km	230円.01銭	47,265,996円	192,720.0 km	245円.25銭	52,113,187円	195,392.0 km	266円.71銭	48,241,249 円
合計			551,445.1 km	169,448,048円							97,667,027円	549,342.8 km		120,105,425円	549,342.8 km		127,742,897円	552,784.4 km	115,408,915 円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ'=ツ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数 =ネ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ
北関東	1		21,413,532 円	23,156,154 円	21,413,532 円	21,413,532 円	21,413,532 円	17,268,977 円	17,268 千円	8,634.0 千円	21,413,532 円	12,779,532 円
	2		7,502,239 円	8,658,538 円	7,502,239 円	7,502,239 円	7,502,239 円	5,209,888 円	5,209 千円	2,604.5 千円	7,502,239 円	4,897,739 円
	3		13,427,804 円	17,465,364 円	13,427,804 円	13,427,804 円	13,427,804 円	10,096,093 円	10,096 千円	5,048.0 千円	13,427,804 円	8,379,804 円
	4		11,695,558 円	26,971,563 円	11,695,558 円	6,933,243 円	6,933,243 円	6,066,587 円	6,066 千円	3,033.0 千円	11,695,558 円	8,662,558 円
合計		54,039,133 円	76,251,619 円	54,039,133 円	49,276,818 円	49,276,818 円	38,641,545 円	38,639 千円	19,319 千円	54,039,133 円	34,719,633 円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合							「その他の者」の具体的な概要	
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
北関東	1		8,634,000円	67.6%		0.0%		0.0%	4,145,532円	32.4%	
	2		2,604,500円	53.2%		0.0%		0.0%	2,293,239円	46.8%	
	3		5,048,000円	60.2%		0.0%		0.0%	3,331,804円	39.8%	
	4		3,033,000円	35.0%		0.0%	2,083,000円	24.0%	3,546,558円	40.9%	千葉県他
合計		19,319,500円	55.6%	0円	0.0%	2,083,000円	6.0%	13,317,133円	38.4%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」の欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

千葉県野田市区間

令和 8 年度

事業者名 茨城急行自動車株式会社

「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,042,941 千円	営業外収益	20,469 千円	経常収益(イ)	1,063,410 千円	
	営業費用	1,026,137 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	1,026,137 千円	
	営業損益	16,804 千円	営業外損益	20,469 千円	経常損益	37,273 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,119,380.0 km					経常収支率	103.63 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	829,114 千円	営業外収益	23,821 千円	経常収益(イ')	852,935 千円	
	営業費用	981,384 千円	営業外費用	4 千円	経常費用(ロ')	981,388 千円	
	営業損益	△ 152,270 千円	営業外損益	23,817 千円	経常損益	△ 128,453 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,264,799.0 km					経常収支率	86.91 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	767,390 千円	営業外収益	30,809 千円	経常収益(イ'')	798,199 千円	
	営業費用	982,187 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ'')	982,190 千円	
	営業損益	△ 214,797 千円	営業外損益	30,806 千円	経常損益	△ 183,991 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,359,881.0 km					経常収支率	81.27 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
千葉	292 円 32 銭	300 円 59 銭	328 円 95 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
千葉	307 円 28 銭	491 円 40 銭	307 円 28 銭	0 円 0 銭	340 円 90 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
武相(千葉県野田市及び茨城県坂東市内含む)	令和5年9月8日	基準期間の前年度	2 / 3	16.37%
茨城	令和7年2月28日	基準期間の前年度	/ 3	37.38%
		基準期間の前年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ				
			起点	主な経由地	終点				往	復			往	復		往	復		往	復		
千葉	(4)	岩井線	野田市駅	下町	岩井車庫	365 日	5,840.0 回	4.3	68.8 人	往16.7km (平均)	復16.7km 16.7km	往9.9km (平均)	復9.9km 9.9km	往0.0km (平均)	復0.0km 0.0km	往0.0km (平均)	復0.0km 0.0km	40.718%				
						日	(0.0)	回	0.0 人													
						日	(0.0)	回	0.0 人													
						日	(0.0)	回	0.0 人													
合計	系統								往16.7km 復16.7km 16.7km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往9.9km 復9.9km 9.9km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km								

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合				3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度				基準期間		
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の増収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''	経常収益 ヤ''		実車走行キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ		実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f	
																				ノとノ''のいずれか少ない額 ノ
千葉	(4)		40.718%	195,056.0 km	59,936,807円	247円.32銭	25円.01銭	0円.00銭	247円.32銭	247円.32銭	44,328,562円	192,720.0 km	230円.01銭	47,265,996円	192,720.0 km	245円.25銭	52,113,187円	195,392.0 km	266円.71銭	48,241,249 円
					0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
					0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
					0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				195,056.0 km	59,936,807円						44,328,562円	192,720.0 km		47,265,996円	192,720.0 km		52,113,187円	195,392.0 km		48,241,249 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係る ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
千葉	(4)		11,695,558 円	26,971,563 円	11,695,558 円	4,762,197 円	4,762,197 円	3,869,285 円	3,869 千円	1,934.5 千円	11,695,558 円	9,761,058 円
			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	円
			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	円
			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	円
合計			11,695,558 円	26,971,563 円	11,695,558 円	4,762,197 円	4,762,197 円	3,869,285 円	3,869 千円	1,934 千円	11,695,558 円	9,761,058 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	(4)		2,816,500円	28.9%	0円	0.0%	1,934,500円	19.8%	5,010,058円	51.3%	千葉県他
合計			2,816,500円	28.9%	0円	0.0%	1,934,500円	19.8%	5,010,058円	51.3%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」の欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
千葉県	東葛地域	野田市	<p>県の北西部に位置し、国道16号及び柏駅と埼玉県大宮駅を結ぶ東武野田線が通る等交通の中心地として発展してきた。特に、東武野田線愛宕駅は、野田市に隣接し鉄道駅の存しない茨城県坂東市本面からのアクセスの拠点となっている。</p> <p>医療機関(総合病院等):野田総合病院、キッコーマン総合病院ほか 公共施設(学校等):野田中央高等学校、清水高等学校ほか 商業施設:ベルクス、イオン、ザ・プライスほか</p>

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名	茨城急行自動車株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者役職・氏名) 常務取締役 佐藤 雄一	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 総務部	(責任者役職・氏名) 取締役総務部長 伊藤 友己	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

申請1~4実態調査日 令和6年6月15日から18日実施、申請5実態調査日 令和6年7月6日から8日実施

運行系統					年間輸送実績					経常収益				1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考		
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)		計 (B)+(D)+(E)	平均乗車密度算定					平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	
																平均乗車 密度 (F) (円)	平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)					
1	古河駅東口→水戸記念病院	古河駅東口	古河第一高校	友愛記念病院	4.4	14.0	32,846	1.5	49,269.0	3,947,956	29,568.0	11,806	93,475	4,053,237	9,726,393	$\frac{(79.41 \times 366 \text{日})}{366 \text{日}}$	79.41	1.6	22.4	有(無)		
2	古河駅東口→八千代校役場	古河駅東口	牛ヶ谷	八千代町役場	19.0	12.4	141,892	5.0	709,460.0	34,095,986	167,959.8	101,958	807,281	35,005,225	55,250,376	$\frac{(47.76 \times 366 \text{日})}{366 \text{日}}$	47.76	4.2	52.0	有(無)		
3	古河駅東口→三和庁舎	古河駅東口	牛ヶ谷	三和庁舎	11.9	7.2	62,626	3.9	244,241.4	13,279,489	62,760.6	39,710	314,415	13,633,614	20,645,099	$\frac{(54.65 \times 366 \text{日})}{366 \text{日}}$	54.65	3.8	27.3	有(無)		
4	古河駅東口→三和庁舎	古河駅東口	丘里工業団地	三和庁舎	13.0	13.3	138,389	3.6	498,200.4	26,289,799	126,672.0	78,615	622,457	26,990,871	41,668,754	$\frac{(52.54 \times 366 \text{日})}{366 \text{日}}$	52.54	3.9	51.8	有(無)		
5	岩井線	野田市駅	下町	岩井車庫	16.7	16.0	149,895	6.1	914,359.5	50,643,848	195,392.0	568,417	900,922	52,113,187	64,274,198	$\frac{(53.13 \times 31 + 53.01 \times 206 + 59.71 \times 129)}{366 \text{日}}$	55.38	4.6	73.6	有(無)		
合計					65.0		525,648		2,415,530.3	128,257,078	582,352.4	800,506	2,738,550	131,796,134	191,564,820							

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
茨城県	朝日自動車株式会社	(1) 境車庫～釈迦～古河駅西口	6,627.0 千円	
	朝日自動車株式会社	(2) 五霞町役場～令和橋～幸手駅	1,083.5 千円	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			7,710 千円	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	朝日自動車株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	4,380,707 千円	営業外収益	84,800 千円	経常収益(イ)	4,465,507 千円	
	営業費用	4,529,158 千円	営業外費用	93 千円	経常費用(ロ)	4,529,251 千円	
	営業損益	△ 148,451 千円	営業外損益	84,707 千円	経常損益	△ 63,744 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	13,084,122.0 km					経常収支率	98.59 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	3,919,760 千円	営業外収益	118,762 千円	経常収益(イ')	4,038,522 千円	
	営業費用	4,188,043 千円	営業外費用	1,247 千円	経常費用(ロ')	4,189,290 千円	
	営業損益	△ 268,283 千円	営業外損益	117,515 千円	経常損益	△ 150,768 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	12,947,049.0 km					経常収支率	96.40 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	3,649,803 千円	営業外収益	89,141 千円	経常収益(イ'')	3,738,944 千円	
	営業費用	4,135,524 千円	営業外費用	919 千円	経常費用(ロ'')	4,136,443 千円	
	営業損益	△ 485,721 千円	営業外損益	88,222 千円	経常損益	△ 397,499 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	13,143,459.0 km					経常収支率	90.39 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
武蔵・相模	314 円 71 銭	323 円 57 銭	346 円 16 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北関東	328 円 14 銭	347 円 58 銭	328 円 14 銭	0 円 0 銭	341 円 29 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	/3	
		基準期間の 年度	/3	
		基準期間の 年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点				計画運行日数	①=カ コ内							
北関東	1	境車庫~取手~古河駅西口	境車庫	取手	古河駅西口	365 日	4,619 回 (12.6)	3.0	37.8 人	往17.4km (平均) 復17.4km 17.4km	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)		100.000%
	2	五霞町役場前~幸手駅	五霞町役場前	令和橋	幸手駅	365 日	4,845 回 (13.2)	2.1	27.7 人	往7.5km 復7.5km 7.5km		往3.5km 復3.5km 3.5km					53.333%
合計	系統									往24.9km 復24.9km 24.9km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往3.5km 復3.5km 3.5km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+又))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象システムのキロ当たり経常収益											補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ				
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度		基準期間						
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ		実車走行キロマ	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f		
北関東	1		100.000%	161,572.6 km	53,018,432円	165円.22銭	0円.00銭	0円.00銭	165円.22銭	165円.22銭	28,924,634円	176,299.2 km	164円.06銭	31,847,800円	176,264.2 km	180円.68銭	26,672,944円	176,718.9 km	150円.93銭	26,695,024	円
	2		53.333%	72,675.0 km	23,847,574円	143円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	143円.51銭	143円.51銭	10,195,770円	68,675.0 km	148円.46銭	9,091,463円	68,686.4 km	132円.36銭	10,308,032円	68,844.2 km	149円.72銭	10,429,589	円
合計				234,247.6 km	76,866,006円						39,120,404円	244,974.2 km		40,939,263円	244,950.6 km		36,980,976円	245,563.1 km		37,124,613	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ'=ツ'	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ	
北関東	1		26,323,408 円	23,858,294 円	23,858,294 円	23,858,294 円	23,858,294 円	13,254,607 円	13,254 千円	6,627.0 千円	26,323,408 円	19,696,408 円
	2		13,417,985 円	10,731,408 円	10,731,408 円	5,723,381 円	5,723,381 円	216,7947 円	2,167 千円	1,083.5 千円	13,417,985 円	12,334,485 円
合計			39,741,393 円	34,589,702 円	34,589,702 円	29,581,675 円	29,581,675 円	15,422,554 円	15,421 千円	7,710 千円	39,741,393 円	32,030,893 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合							「その他の者」の具体的な概要	
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
北関東	1		7,867,500円	39.9%	11,828,908円	60.1%		0.0%	0円	0.0%	
	2		1,099,000円	8.9%	11,235,485円	91.1%		0.0%	0円	0.0%	
合計			8,966,500円	28.0%	23,064,393円	72.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
8. 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
9. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ズ))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ソ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ゾ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
埼玉県	埼玉県利根広域行政圏	幸手市	幸手市内に位置する東武日光線幸手駅周辺には、総合病院等の医療機関、小学校等の公共施設、スーパーマーケット等商業施設が存在するなど、住民の生活を支える生活基盤が整備されている。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
茨城県 境町 古河市	朝日自動車株式会社	1	472

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	朝日自動車株式会社
------	-----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和3年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	ノンステップバス	スロープ付き	標準	79	10.5	R3 1 15	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) (定率法)^(0.4)=ト (定額法)^(0.2)=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	21,220,000	1,025,590	0	22,245,590	22,245,589	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,515,787	6,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
2			0	0			0	0	0	0			0 円	0.0	0
計	21,220,000	1,025,590	0	22,245,590	22,245,589	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,515,787	6,000,000		4,500 千円	2,250	10,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
4,500	2,250

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	14,745,589 円	66.3 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 4 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	令和3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,515,787	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
									円		
計	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,515,787	4,200,000	12	4,200 千円	2,100	6,300,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
4,200	2,100

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	4415787 円	67.8 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	令和3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,520,000	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
									円		
計	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,520,000	2,520,000	12	2,520 千円	1,260	3,780,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
2,520	1,260

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	1260000 円	50.0 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	令和3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ 夕)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	1,890,000	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
									円		
計	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	1,890,000	1,890,000	12	1,890 千円	945	1,890,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
1,890	945

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	945000 円	50.0 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	令和3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
1	15,000,000	1,890,000	945,000	0	945,000	945,000	945,000	12	945,000 円	472.5	945,000
									円		
計	15,000,000	1,890,000	945,000	0	945,000	945,000	945,000	12	945 千円	472.0	945,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
945	472

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	472500 円	50.0 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東	1	境車庫～釈迦～古河駅西口	第1号	令和3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) タ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格(円) ラ-マ=フ
1	15,000,000	945,000	945,000	0	945,000	945,000	945,000	3	945,000 円	472.5	0
									円		
計	15,000,000	945,000	945,000	0	945,000	945,000	945,000	3	945 千円	472.0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(% テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
945	472

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	円	%	472500 円	50.0 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

事業者名	朝日自動車株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部長 田沼 健一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部主任 都築 佑太

運行系統別実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

実態調査日 申請番号1令和6年4月27日 申請番号2令和6年4月27日

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			市町村による回数券購入等の有無	備考			
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	$\frac{\begin{matrix} \text{運賃改定後の平均賃率} \times \text{適用日数} + \\ \text{運賃改定前の平均賃率} \times \text{適用日数} \end{matrix}}{\text{総適用日数}}$	平均賃率(F)(円)			平均乗車密度(B)/(C)×(F)(G)	輸送量(A)×(G)	
1	境車庫～釈迦古河駅西口	境車庫	釈迦	古河駅西口	17.4	13.8	107,521	12.0	1,290,252.0	25,288,108	176,718.9	180,555	1,204,281	26,672,944	61,173,049	$\frac{(47.07 \times 366 \text{日})}{366 \text{日}}$	47.07	3.0	41.4	有・無		
2	五霞町役場～桜まつり会場(まつり開催時)～幸手駅	五霞町役場	桜まつり会場(まつり開催時)	幸手駅	6.7	14.0	57,820	3.7	213,934.0	10,210,775	68,844.2	0	97,257	10,308,032	23,831,108	$\frac{(62.17 \times 343 \text{日}) + (63.92 \times 23 \text{日})}{366 \text{日}}$	67.47	2.1	29.4	有・無		
合計					24.1		165,341		1,504,186.0	35,498,883	245,563.1	180,555	1,301,538	36,980,976	85,004,157							

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
茨城県 古河市	ジェイアールバス関東株式会社	(1) 古河～ネーブルパーク～大綱	2,152	
	ジェイアールバス関東株式会社	(2) 古河～古河赤十字病院～古河	1,028	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			3,179	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 ジェイアールバス関東株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					R6	
	営業収益	1,310,931 千円	営業外収益	5,211 千円	経常収益(イ)		1,316,142 千円
	営業費用	1,752,633 千円	営業外費用	1,791 千円	経常費用(ロ)		1,754,424 千円
	営業損益	△ 441,702 千円	営業外損益	3,420 千円	経常損益	△ 438,282 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,968,387.2 km				経常収支率	75.02 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					R5	
	営業収益	1,208,576 千円	営業外収益	4,893 千円	経常収益(イ')		1,213,469 千円
	営業費用	1,773,750 千円	営業外費用	1,824 千円	経常費用(ロ')		1,775,574 千円
	営業損益	△ 565,174 千円	営業外損益	3,069 千円	経常損益	△ 562,105 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,389,328.0 km				経常収支率	68.34 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					R4	
	営業収益	1,160,379 千円	営業外収益	12,143 千円	経常収益(イ'')		1,172,522 千円
	営業費用	1,853,670 千円	営業外費用	1,882 千円	経常費用(ロ'')		1,855,552 千円
	営業損益	△ 693,291 千円	営業外損益	10,261 千円	経常損益	△ 683,030 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,424,845.0 km				経常収支率	63.19 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ①'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ①'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ①÷ハ'=c
北関東	541 円 79 銭	523 円 87 銭	591 円 3 銭
北関東	541 円 79 銭	523 円 87 銭	591 円 3 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ-へ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北関東	552 円 23 銭	347 円 58 銭	347 円 58 銭	204 円 65 銭	443 円 38 銭
北関東	552 円 23 銭	347 円 58 銭	347 円 58 銭	204 円 65 銭	443 円 38 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
北関東	令和7年3月7日	基準期間の 年度	1/3	30.30%
		基準期間の 年度	1/3	
		基準期間の 年度	1/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率		
			運行系統名	起点	主な経由地												終点	
北関東	1	無	古河～ネーブルパーク～大綱	古河	ネーブルパーク	大綱	365 日	4,624.0 (12.6) 回	5.3	66.7 人	往12.6km (平均) 復12.6km	12.6km					100.000%	
	2	無	古河赤十字病院～古河	古河	古河赤十字病院	古河	244 日	976 (4.0) 回	5.0	20.0 人	往20.5km	20.5km					100.000%	
北関東																		
合計			系統								往33.1km 復12.6km	33.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ブ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象システムのキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''		経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=f			
北関東	1	無	100.000%	116,524.8 km	40,501,689円	310円.65銭	0円.00銭	0円.00銭	310円.65銭	310円.65銭	43,130,045円	162,691.2 km	265円.10銭	51,300,906円	162,464.4 km	315円.76銭	48,115,964円	137,037.6 km	351円.11銭	36,198,429	円
	2	無	100.000%	20,008.0 km	6,954,380円	244円.85銭	0円.00銭	0円.00銭	244円.85銭	244円.85銭	11,722,564円	34,153.0 km	343円.23銭	6,513,168円	34,727.0 km	187円.55銭	5,372,578円	26,363.0 km	203円.79銭	4,898,958	円
北関東	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0	円
合計				136,532.8 km	47,456,069円						54,852,609円	196,844.2 km		57,814,074円	197,191.4 km		53,488,542円	163,400.6 km		41,097,387	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額		ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数 ①計画運行回数=ネ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ	
北関東	1	無	4,303,260 円	18,225,760 円	4,303,260 円	4,303,260 円	4,303,260 円	4,303,260 円		4,303 千円	2,151.5 千円	28,150,061 円	25,998,561 円
	2	無	2,055,422 円	3,129,471 円	2,055,422 円	2,055,422 円	2,055,422 円	2,055,422 円		2,055 千円	1,027.5 千円	6,150,059 円	5,122,559 円
北関東	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	#VALUE! 円
合計			6,358,682 円	21,355,231 円	6,358,682 円	6,358,682 円	6,358,682 円	0 円	6,358 千円	3,179 千円	34,300,120 円	#VALUE! 円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	無	2,151,500円	8.3%		0.0%		0.0%	23,847,061円	91.7%	
	2	無	1,027,500円	20.1%		0.0%		0.0%	4,095,059円	79.9%	
北関東	0	0							0円		
合計			3,179,000円		0円		0円		27,942,120円		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

番号	系統名	理 由	茨城県	
			運行回数	
			土曜	日曜祝日
2	古河～古河赤十字病院～古河	土日祝日は病院休診日及び市役所閉庁日であり、また、通学利用者がいない等運行を要しないため、運行回数を0.0回/日としており、平日の運行回数(4.0回/日)をもって、対象要件とする。	0	0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 佐野支店古河営業所	(責任者役職・氏名) 所長 藤岡 孝二
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者役職・氏名) 営業部長 杉田 雄一

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

実態調査日 2023年6月15日実施

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考		
申請 番号	運行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 の平均賃率×日数 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) (C)×(F) (G)	
1	東古河線	古河	ネーブルパーク	大綱	12.6	14.8	132,941	6.7	890,704.7	37,183,597	137,037.6	10,741,862	190,505	48,115,964	80,993,333		50.44	5.3	78.4	有(無)		
2	東古河線	古河	*****	古河	20.5	5.3	13,725	6.1	83,722.5	4,151,882	26,363.0	1,199,425	21,271	5,372,578	15,581,324		31.40	5.0	26.5	有(無)		
									0.0					0				#DIV/0!	#DIV/0!	有(無)		
									0.0					0					#DIV/0!	#DIV/0!	有・無	
合計					33.1		146,666		974,427.2	41,335,479	163,400.6	11,941,287	211,776	53,488,542	96,574,657							

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
- (注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

生産性向上の取組に係る取組内容, 実施主体, 効果目標等

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
1	茨城交通㈱	大宮営業所～中瓜連～水戸駅	①(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを検討する ②(バス利用促進チラシの作成配布) 那珂市内沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 関係施設等で乗り方教室を実施し、チラシ配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④バスロケーションシステム周知活動 ⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市教育委員会 那珂市教育委員会 常陸大宮市教育委員会 水戸市 常陸大宮市 那珂市	1日当たり輸送量を30.2人(R6 26.6人)とし、年間輸送人員8,970人の増加を図る。 平均乗車密度を3.8人(R6 3.7人)、収支率を44.50%以上(R6 39.50%)とし、年間274万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも5%改善させる。
2	茨城交通㈱	浜田営業所～石塚車庫～御前山車庫	①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券の販売促進を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤バスロケーションシステム周知活動 ⑥クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町	1日当たり輸送量を45.4人(R6 44.6人)とし、年間輸送人員2,458人の増加を図る。 平均乗車密度を5.9人(R6 5.8人)、収支率を64.45%以上(R6 63.45%)とし、年間82万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
3	茨城交通㈱	太田営業所～小中車庫～里川入口	①(バスの乗り方教室の開催) 沿線小学校などでのバスの乗り方教室の実施 ②(公共交通を利用したバスツアーの開催) 路線バスを利用した温泉施設等へのツアーの開催 ③(バスマップ・時刻表の作成・配布) バスマップ・時刻表の改訂及び配布 ④(高齢者運賃助成制度) 高齢者の運賃半額助成制度の継続実施 ⑤(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ⑥(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑦バスロケーションシステム周知活動 ⑧クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑨(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 常陸太田市	1日当たり輸送量を11.9人(R6 9.6人)とし、年間輸送人員6,938人の増加を図る。 平均乗車密度を2.2人(R6 2.1人)、収支率を14.85%以上(R6 11.85%)とし、年間146万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも3%改善させる。
4	茨城交通㈱	水戸駅～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	①(バスマップポスティングの継続実施) 桜の郷地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線施設への時刻表設置依頼 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③バスロケーションシステム周知活動 ④クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 水戸市教育委員会	1日当たり輸送量を60.0人(R6 58.8人)とし、年間輸送人員1,618人の増加を図る。 平均乗車密度を5.0人(R6 4.9人)、収支率を71.12%以上(R6 70.12%)とし、年間45万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
5	茨城交通㈱	茨大前営業所～アクアワールド大洗～那珂湊駅	①(企画乗車券の販売・路線バスの旅販売強化) アクアワールド大洗と連携し、大洗エリアの観光周遊に関する企画乗車券の販売促進活動を実施 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線地区でのヘチラシ配布、大洗地区でのイベントにてチラシ配布 ④バスロケーションシステム周知活動 ⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ アクアワールド大洗	1日当たり輸送量を81.0人(R6 79.8人)とし、年間輸送人員2,697人の増加を図る。 平均乗車密度を6.7人(R6 6.6人)、収支率を81.98%以上(R6 80.98%)とし、年間83万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
6	茨城交通㈱	茨大前営業所～東大野～平磯中学校下	①(企画乗車券の販売・路線バスの旅販売促進) 那珂湊おさかな市場と連携し、那珂湊エリアの観光周遊に関する企画乗車券販売促進活動を実施。 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ④バスロケーションシステム周知活動 ⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 那珂湊おさかな市場	1日当たり輸送量を54.0人(R6 53.0人)とし、年間輸送人員2,612人の増加を図る。 平均乗車密度を5.2人(R6 5.1人)、収支率を65.15%以上(R6 64.15%)とし、年間69万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
7	茨城交通㈱	水戸駅～旭台団地入口～友部駅	①(バスマップポスティングの継続実施) 友部地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設と連携し、らくがきバス等実施し路線バスの利用促進を図る ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ④バスロケーションシステム周知活動 ⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 笠間市	1日当たり輸送量を26.0人(R6 25.5人)とし、年間輸送人員1,284人の増加を図る。 平均乗車密度を5.1人(R6 5.0人)、収支率を60.24%以上(R6 59.24%)とし、年間31万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
8	茨城交通㈱	赤塚駅南口～桜ノ牧高校前～水戸医療センター	①(バスマップポスティングの継続実施) 桜の郷地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線施設への時刻表設置依頼 ②(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③バスロケーションシステム周知活動 ④クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 水戸市教育委員会	1日当たり輸送量を22.1人(R6 18.0人)とし、年間輸送人員3,529人の増加を図る。 平均乗車密度を2.3人(R6 2.2人)、収支率を43.48%以上(R6 36.48%)とし、年間102万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも7%改善させる。
9	茨城交通㈱	水戸駅～赤塚駅～イオンモール水戸内原	①(バスの乗り方教室の開催) 沿線学校でのバスの乗り方教室の開催 ②(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③(時刻表の掲出) イオンモール水戸内原と連携し店舗内へも時刻表を掲出 ④バスロケーションシステム周知活動 ⑤クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 イオンモール水戸内原	1日当たり輸送量を68.2人(R6 66.9人)とし、年間輸送人員2,089人の増加を図る。 平均乗車密度を5.5人(R6 5.4人)、収支率を76.73%以上(R6 75.73%)とし、年間50万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
10	茨城交通㈱	水戸駅～石塚車庫～野口車庫	①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券を販売促進活動を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤バスロケーションシステム周知活動 ⑥クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町	1日当たり輸送量を44.7人(R6 44.1人)とし、年間輸送人員1,312人の増加を図る。 平均乗車密度を7.1人(R6 7.0人)、収支率を82.99%以上(R6 81.99%)とし、年間51万円の増加を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
11	茨城交通㈱	水戸駅～国田局前～下江戸	①(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ②(バスの乗り方教室の開催) 沿線学校でのバスの乗り方教室の開催 ③(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校(国田義務教育学校、那珂第三中学校)へのバス利用促進 チラシの配布 ④(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市教育委員会 那珂市教育委員会 水戸市 那珂市	1日当たり輸送量を17.5人(R6 16.5人)とし、年間輸送人員1,393人の増加を図る。 平均乗車密度を3.4人(R6 3.3人)、収支率を47.55%以上(R6 45.55%)とし、年間36万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも2%改善させる。
12	茨城交通㈱	茨大前営業所～勝田駅前～勝田営業所	①(バスマップの継続配布実施) 沿線地区への利用促進バスマップのポスティングを継続実施 沿線イベント等に参加、チラシ配布を実施 ②(ダイヤの見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ③ バスロケーションシステム周知活動 ④ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) ひたちなか市と連携し、市報へ定期券販売促進記事を掲載し利用促進を図る 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ ひたちなか市 水戸市	1日当たり輸送量を31.9人(R6 31.9人)とし、年間輸送人員1,104人の増加を図る。 平均乗車密度を5.7人(R6 5.6人)、収支率を78.82%以上(R6 77.82%)とし、年間25万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
13	茨城交通㈱	水戸駅～市毛十文字～笠松運動公園前	①(バスマップポスティングの継続実施) ひたちなか地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 茨城県体育協会と連携し、路線バスを利用したアクセス情報の発信とその内容を充実を図る。 沿線イベント等に参加、チラシ配布を実施 ③ バスロケーションシステム周知活動 ④ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑤(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 茨城県体育協会 笠松運動公園管理事務所	1日当たり輸送量を39.0人(R6 39.0人)とし、年間輸送人員370人の増加を図る。 平均乗車密度を6.6人(R6 6.5人)、収支率を100.65%以上(R6 99.65%)とし、年間13万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
14	茨城交通㈱	鯉淵営業所～河和田小学校～水戸駅	①(バスマップポスティングの継続実施) 河和田地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設へ、路線バスを利用したアクセス情報発信と内容の充実を図る ③(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市	1日当たり輸送量を40.9人(R6 40.9人)とし、年間輸送人員1,054人の増加を図る。 平均乗車密度を6.5人(R6 6.4人)、収支率を88.62%以上(R6 87.62%)とし、年間25万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
15	茨城交通㈱	鯉淵営業所～若林～水戸駅	①(バスマップポスティングの継続実施) 河和田地区利用促進バスマップのポスティングを継続実施 ②(沿線施設バス利用促進施策の実施) 沿線施設へ、路線バスを利用したアクセス情報発信と内容の充実を図る ③(バスの乗り方教室の開催) 沿線施設等でのバスの乗り方教室の開催 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市	1日当たり輸送量を18.7人(R6 18.7人)とし、年間輸送人員479人の増加を図る。 平均乗車密度を5.6人(R6 5.5人)、収支率を82.29%以上(R6 81.29%)とし、年間12万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
16	茨城交通㈱	水戸駅～飯富～石塚車庫	①(企画乗車券の販売促進活動を実施) 道の駅かつらと連携し、城里町エリアの観光周遊に関する企画乗車券を販売促進活動を実施 ②(バス利用促進チラシの作成配布) 沿線学校へのバス利用促進チラシの配布 ③(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑤(バスロケーションシステム周知活動) ⑥(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑦(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 主要企業訪問による定期券案内書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 水戸市 道の駅かつら(城里町) 城里町	1日当たり輸送量を49.4人(R6 48.6人)とし、年間輸送人員1,284人の増加を図る。 平均乗車密度を6.5人(R6 6.4人)、収支率を88.60%以上(R6 87.60%)とし、年間39万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
17	茨城交通㈱	太田営業所～竜神大吊橋～馬次入口	①(バスの乗り方教室の開催) 沿線小学校などでのバスの乗り方教室の実施 ②(公共交通を利用したバスツアーの開催) 路線バスを利用した温泉施設等へのツアーの開催 ③(バスマップ・時刻表の作成・配布) バスマップ・時刻表の改訂及び配布 ④(高齢者運賃助成制度) 高齢者の運賃半額助成制度の継続実施 ⑤(運転免許証自主返納者支援事業) 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ⑥(ダイヤ見直し) 利用状況から、利便性、効率性を考慮したダイヤの見直しを図る ⑦(バスロケーションシステム周知活動) ⑧(クレジットカード決済、QR決済利用促進活動) ⑨(定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 常陸太田市	1日当たり輸送量を6.5人(R6 4.9人)とし、年間輸送人員2,706人の増加を図る。 平均乗車密度を1.7人(R6 1.6人)、収支率を13.75%以上(R6 10.75%)とし、年間70万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも3%改善させる。
18	茨城交通㈱	馬場八幡前～東・西二丁目・大橋～大甕駅西口	① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 常陸太田市高齢者運賃助成制度 高齢者の運賃半額制度の継続実施 ③ 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦ (定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 日立市 常陸太田市	1日当たり輸送量を28.8人(R6 26.6人)とし、年間輸送人員5,069人の増加を図る。 平均乗車密度を2.5人(R6 2.4人)、収支率を36.04%(R6 33.04%)以上とし、年間146万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも3%改善させる。
19	茨城交通㈱	馬場八幡前～はたそめ入口・真弓ヶ丘～大甕駅西口	① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 常陸太田市高齢者運賃助成制度 高齢者の運賃半額制度の継続実施 ③ 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦ (定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 日立市 常陸太田市	1日当たり輸送量を49.1人(R6 45.3人)とし、年間輸送人員7,819人の増加を図る。 平均乗車密度を3.7人(R6 3.6人)、収支率を41.92%(R6 38.92%)以上とし、年間206万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも3%改善させる。
20	茨城交通㈱	日立駅中央口～砂沢～十王駅前	① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ③ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ④ バスロケーションシステム周知活動 ⑤ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑥ (定期券購入者増に向けた取り組み) 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 定期券Web更新サービス利用促進活動	茨城交通㈱ 日立市	1日当たり輸送量を19.2人(R6 18.7人)とし、年間輸送人員897人の増加を図る。 平均乗車密度を3.7人(R6 3.6人)、収支率を56.92%(R6 55.92%)以上とし、年間19万円の収入増を図る。	・令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
21	茨城交通㈱	日立駅中央口～国道6号～十王駅前	<ul style="list-style-type: none"> ① 日立市のお出かけ支援事業に協力し、お得な路線バスカードを販売 ② 運転免許証自主返納者支援事業 ③ 運転免許証自主返納者に対するバス運賃助成制度の継続実施 ④ 日立市内の路線バス通学定期券助成制度活用 ⑤ バスロケーションシステム周知活動 ⑥ クレジットカード決済、QR決済利用促進活動 ⑦ (定期券購入者増に向けた取り組み) ⑧ 新年度(4月)に向け中学3年生へ定期券購入案内文書を配布 ⑨ 定期券Web更新サービス利用促進活動 	茨城交通㈱ 日立市	1日当たり輸送量を22.6人(R6 22.0人)とし、年間輸送人員871人の増加を図る。 平均乗車密度を3.9人(R6 3.8人)、収支率を63.65%(R6 62.65%)以上とし、年間19万円の収入増を図る。	令和7年10月以降 取組実施にむけ、関係市町村、施設等と連携の上実施。	令和7年10月以降	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。
22	関東鉄道㈱	水戸駅・石岡駅	<p>(運行ダイヤの見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し ② (企画乗車券の発売) ③ 一日乗車券の発売による観光需要喚起 ④ (利用促進策の実施) ⑤ 中学3年生向けお試し乗車券の配布 	関東鉄道㈱ 水戸市 茨城町 小美玉市 石岡市	輸送人員712人の増加を図り、年間236千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
23	関東鉄道株	筑波山口・土浦駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布 ⑤観光周遊モデルコースの設定による観光需要喚起	関東鉄道株 つくば市 土浦市	輸送人員1,255人の増加を図り、年間413千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③通年 ④R8.8月 ⑤通年	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
24	関東鉄道株	みどりの駅・土浦駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 つくば市 土浦市	輸送人員3,998人の増加を図り、年間1,009千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③通年 ④R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも5%改善させる。
25	関東鉄道株	守谷駅・岩井バスターミナル	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②沿線観光施設と連携した企画乗車券の発売による観光需要喚起 (利用促進策の実施) ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 守谷市 つくばみらい市 常総市 坂東市	輸送人員562人の増加を図り、年間225千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
26	関東鉄道株	藤代駅・自由ヶ丘団地	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②沿線観光施設と連携した企画乗車券の発売による観光需要喚起 (利用促進策の実施) ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 取手市 つくばみらい市 つくば市	輸送人員180人の増加を図り、年間47千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
27	関東鉄道株	牛久駅・みどりの駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 牛久市 つくば市	輸送人員1,455人の増加を図り、年間436千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③通年 ④R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
28	関東鉄道株	取手駅・谷田部車庫	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 ③コミュニティバスとの乗継乗車券による需要喚起 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 取手市 つくばみらい市 つくば市	輸送人員2,089人の増加を図り、年間751千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③通年 ④R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも6%改善させる。
29	関東鉄道株	荒川沖駅・県立医療大学	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 (利用促進策の実施) ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 阿見町 土浦市	輸送人員480人の増加を図り、年間139千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
30	関東鉄道株	竜ヶ崎駅・取手駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 (利用促進策の実施) ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 龍ヶ崎市 取手市	輸送人員5,636人の増加を図り、年間805千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも7%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
31	関東鉄道株	鹿島神宮駅・銚子駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 (利用促進策の実施) ③中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 鹿嶋市 神栖市	輸送人員1,618人の増加を図り、年間955千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも2%改善させる。
32	関東鉄道株	つくばセンター・水戸駅	(利用促進策の実施) ①路線周知のためのチラシ配布 ②サイクリング愛好家向け利用促進チラシを作成し、HPへ掲載 (貨客混載の実施) ③沿線商業施設と連携した貨客混載の実施	関東鉄道株 つくば市 石岡市 水戸市	輸送人員802人の増加を図り、年間647千円の増収を図る。	①R7.12月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③通年	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
33	関東鉄道株	柿岡車庫・石岡駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 (運行の効率化) ③回送キロの削減による運行の効率化 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 石岡市	輸送人員687人の増加を図り、年間207千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.2月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.4月 ④R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
34	関東鉄道株	茨城空港・水戸駅	(運行ダイヤの見直し) ①利用実態に合わせた運行ダイヤの見直し (企画乗車券の発売) ②一日乗車券の発売による観光需要喚起 (運行の効率化) ③回送キロの削減による運行の効率化 (利用促進策の実施) ④中学3年生向けお試し乗車券の配布	関東鉄道株 小美玉市 茨城町 水戸市	輸送人員699人の増加を図り、年間233千円の増収を図る。	①R8.1月～事業者にて実施内容を検討 ③R8.2月～事業者にて実施内容を検討 ④R8.6月～事業者、関係自治体にて実施内容を検討	①R8.3月 ②通年 ③R8.4月 ④R8.8月	取組実施により、R8事業年度の実績収支率をR6年度よりも1%改善させる。
35	茨城急行自動車株	古河駅東口～牛ケ谷 ～八千代町役場	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車株、 茨城県教育委員会	令和7年度と比較して収支率1%以上改善を図る。(参考値：R06収入の1%は54.8万円)	①令和7年6月に運賃の設定届を行う ②令和7年9月、令和8年3月にお知らせ等掲示 ③令和7年10月以降に配布の予定	①令和7年7月末～8月末 ②令和7年10月、令和8年4月 ③令和7年10月～	取組実施により、令和8事業年度の実績収支率を計画年度よりも1%改善させる。

番号	バス事業者名	路線	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	取組実施による収支改善率
36	茨城急行自動車(株)	古河駅東口～牛ヶ谷 ～三和庁舎	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車(株)、 茨城県教育委員会	令和7年度と比較して 収支率1%以上改善を 図る。(参考値:R06収 入の1%は20.5万円)	①令和7年6月に運賃の設定届を行う ②令和7年9月、令和8年3月にお知らせ等 掲示 ③令和7年10月以降に配布の予定	①令和7年7月末～8月末 ②令和7年10月、令和8年4月 ③令和7年10月～	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支 率を計画年度よりも1%改善させる。
37	茨城急行自動車(株)	古河駅東口～丘里工業団地 ～三和庁舎	①(将来的な通学利用者の確保) 「茨城県内高校新入生通学利用促進キャンペーン」の参加 ②(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ③(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布	茨城急行自動車(株)、 茨城県教育委員会	令和7年度と比較して 収支率1%以上改善を 図る。(参考値:R06収 入の1%は41.5万円)	①令和7年6月に運賃の設定届を行う ②令和7年9月、令和8年3月にお知らせ等 掲示 ③令和7年10月以降に配布の予定	①令和7年7月末～8月末 ②令和7年10月、令和8年4月 ③令和7年10月～	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支 率を計画年度よりも1%改善させる。
38	茨城急行自動車(株)	野田市駅～下町～岩井車庫	①(将来的な通勤利用者の確保) 共通学生フリーバスをPRすることでの販売促進 ②(利用促進用バス時刻表の配布) バス利用方法及び案内等を入れた時刻表を車内、沿線施設へ配布 ③(校外学習) バスを利用した校外学習	茨城急行自動車(株)、 野田市・坂東市	令和7年度と比較して 収支率1%以上改善を 図る。(参考値:R06収 入の1%は63.7万円)	①令和7年9月、令和8年3月にお知らせ等 掲示 ②令和7年10月以降に配布の予定 ③令和7年10月以降に予定	①令和7年10月、令和8年4月 ②令和7年10月～ ③令和7年10月～	取組実施により、令和8年事業年度の実績収支 率を計画年度よりも1%改善させる。
39	朝日自動車(株)	境車庫～釈迦～古河駅西口	①共通学生フリーバスの拡販 ②スマホ定期券の販売促進	①朝日自動車(株) ②朝日自動車(株)	1日当りの輸送量を30 1人、年間輸送人員を 2,400人増加とし、年 間61万2千円の収入増 加を図る。	①令和7年9月～10月、令和8年3月～4月 ・販売時期に合わせ沿線の学校及び自社 ホームページとバス車内で周知する。 ②バス停や車内、ホームページで周知す る。	①令和7年9月～10月、令和8年3月～4 月 ②令和7年10月～令和8年9月	取組実施により収支率を44.6%とし、前年度よ りも1%改善させる。
40	朝日自動車(株)	五霞町役場前～令和橋～幸手 駅	①沿線観光地への利用促進 ②スマホ定期券の販売促進 ③桜まつり開催時の渋滞緩和 ④バス乗り方教室の実施	①朝日自動車(株)・五 霞町・幸手市 ②朝日自動車(株) ③朝日自動車(株)・五 霞町・幸手市 ④朝日自動車(株)・五 霞町	1日当りの輸送量を16 2人、年間輸送人員を 1,300人増加とし、年 間23万8千円の収入増 加を図る。	①令和7年10月～令和8年9月 ・関係自治体と連携し、権現堂へのバス利 用についてPR活動を実施する。 ②バス停や車内、ホームページで周知す る。 ③令和7年10月～令和8年3月 ・桜まつり開催時の駐車場確保について関 係自治体と協力し検討する。 ④令和7年10月～11月に五霞町のイベント で開催するバスの乗り方教室について実施 に向け準備を進める。	①令和7年10月～令和8年9月 ②令和7年10月～令和8年9月 ③令和8年3月 ④令和7年10月～11月	取組実施により収支率を44.3%とし、前年度よ りも1%改善させる。
41	ジェイアールバス関東(株)	古河～ネーブルパーク～大綱	①自治体や沿線の学校と協力し、「バスの乗り方教室」を開催することで バス利用を身近に感じてもらう。 ②「バスお試し乗車券」配布により実際に路線バスに乗りしてもらい、次 回の乗車機会獲得に繋げる。 ③路線バス乗車を前提としたイベント計画に協力し、古河市内を公共交 通で巡ってもらう。 ④沿線の観光施設(ネーブルパーク)のイベントに公共交通での来場を 選出し、バス車内にもネーブルパークのイベント情報を掲出する。 ⑤サイクル&バスライド駐輪場(柳橋バス停)を利用した通勤・通学を告 知する。	ジェイアールバス関東 (株)、古河市、古河市 地域振興公社、茨城県 バス協会	路線全体で約23,000人 の輸送量増加を図り、 約65万円の収入増加を 図る。	①2025年7月～ 関係者での告知方法打ち合わせ ②2026年2月～ 「バスお試し乗車券」キャンペーンの告知 準備 ③④⑤2025年7月～ 関係者での告知内容打ち合わせ	①2025年秋の全国交通安全運動に合わ せて実施予定 ②2026年3月～4月、7月～8月 キャンペーン実施 ③2025年度内に実施検討 ④⑤2024年度より継続実施	取組実施により、R8年度の実績収支率をR6年 度よりも1%改善させる。
42	ジェイアールバス関東(株)	古河～古河赤十字病院・古河市 役所総和庁舎・健康の駅～古河	①自治体や沿線の学校と協力し、「バスの乗り方教室」を開催することで バス利用を身近に感じてもらう。 ②「バスお試し乗車券」配布により実際に路線バスに乗りしてもらい、次 回の乗車機会獲得に繋げる。 ③路線バス乗車を前提としたイベント計画に協力し、古河市内を公共交 通で巡ってもらう。 ④総和地域交流センター開館(2025年12月)により、センター利用者へバ ス利用を周知する。 ⑤古河赤十字病院へ時刻表掲出のほか、病院非経由の系統の最寄り停 留所への案内図を作成し、掲出を依頼する。	ジェイアールバス関東 (株)、古河市、茨城県 バス協会	路線全体で約6,600人 の輸送量増加を図り、 約50万円の収入増加を 図る。	①2025年7月～ 関係者での告知方法打ち合わせ ②2026年2月～ 「バスお試し乗車券」キャンペーンの告知 準備 ③2025年10月～ 関係者で取扱い方打ち合わせ ④⑤2025年7月～ 関係者での告知内容打ち合わせ	①2025年秋の全国交通安全運動に合わ せて実施予定 ②2026年3月～4月、7月～8月 キャンペーン実施 ③2025年度内に実施検討 ④2025年11月～ 開館に併せたバス利用PR ⑤2025年9月～ 案内掲示開始	取組実施により、R8年度の実績収支率をR6年 度よりも7%改善させる。